

第3次浜松市行財政改革推進審議会 第3回審議会 会議録

日時	平成22年3月28日(日)9:00~12:02
会場	浜松商工会議所 マイカホール
出席者	御室健一郎会長、山本佳英会長代行、山崎勝康委員、山本和夫委員、井出あゆみ委員、遠藤正己委員、岩田礼司委員、川上貴久委員、鈴木勇人委員
欠席者	なし
傍聴者	120名
報道関係者	静岡新聞、中日新聞、朝日新聞、日本経済新聞、毎日新聞、読売新聞、静岡放送、浜松ケーブルテレビ
浜松市	飯田副市長、山崎副市長、清田企画部長、古橋総務部長、鈴木財務部長、村田農林水産部長、水野公園緑地部長、池谷生活文化部長、水野フラワー・フルーツパーク公社理事長、齋藤文化振興財団常務理事
事務局	長田事務局長、上久保次長、高橋、内山、鈴木、名波、波多野

会議の概要

1. 事務局長から外郭団体改革プラン、外郭団体の審議に至った経過について説明した。
2. 第3次第3回の審議会で、御室会長が議長となって会議を進行した。
3. (財)浜松市フラワー・フルーツパーク公社について、市の説明を受け、委員による質疑、意見交換を行なった。
4. (財)浜松市文化振興財団について、市の説明を受け、委員による質疑、意見交換を行なった。
5. 浜松市土地開発公社について、市の説明を受け、委員による質疑、意見交換を行なった。

会議次第

1. 開会
2. 会長あいさつ
3. 議事
 - (1)外郭団体改革プランについて
 - ①(財)浜松市フラワー・フルーツパーク公社
 - ②(財)浜松市文化振興財団
 - ③浜松市土地開発公社
4. 閉会

会議の経過

1 開 会

事務局長

皆様おはようございます。定刻になりましたので只今から第3次行財政改革推進審議会の第3回審議会を執り行ないます。それでは座らせて進行させていただきます。

本日は委員全員9名のご出席により開催いたします。本日は前回の審議会に引き続き、市の外郭団体の改革プランについてのうち、財団法人浜松市フラワー・フルーツパーク公社および財団法人浜松市文化振興財団並びに浜松市土地開発公社の3団体を審議することといたします。

外郭団体改革プランは、新公益法人制度改革への対応や財政健全化法の施行を踏まえ、外郭団体の現状や課題を把握し、更なる経営健全化を推進するために市が今年度中の策定を目指しているものです。外郭団体につきましては、これまで行革審で集中的に審議してまいりましたが、市長からの諮問事項でもありますし、第3次行革審といたしましては、外郭団体の財務状況、経営見通し、市の関与の在り方など様々な視点で調査・分析を行ない、経営改革の方針を定める改革プランの策定に関して意見を述べてまいります。それでは早速議事に移りたいと思います。これより議事の進行は御室会長が議長となり会議運営を行なっていただきます。

それでは会長よろしく申し上げます。

2 会長あいさつ

御室会長

はい、それでは第3次浜松市行財政改革推進審議会第3回の審議会を開催させていただきます。今日は、多数の市民の皆様日曜日にも関わらずご臨席いただきましてありがとうございます。それから浜松市の行政の皆さんも今日はご苦勞様です。ひとつ午前中よろしくお願いをしたいと思います。

3 議 事

(1) 外郭団体改革プランについて (財) 浜松市フラワー・フルーツパーク公社

御室会長

それでは審議会を開催させていただきます。まず、最初に外郭団体改革プラン、一つ目、浜松市フラワー・フルーツパーク公社を議題とさせていただきます。浜松市フラワー・フルーツパーク公社につきましては、フラワーパークおよびフルーツパークの管理運営を主体として花きおよび果樹の園芸振興を担ってまいりました。しかし、両パークは、市の財政的支援なくしては経営が難しく、施設の老朽化あるいは更新期を迎え、今後多くの維持管理費が必要となってまいります。さらには施設の底地は市有地とそれから借地が混在をするまだら模様となっております、解決すべき課題はたくさんあるのではないかと考えております。このため、第2次行革審ではフラワーパーク、フルーツパークの存廃を平成21年度中に決定し、その議論の過程を公開するということを求めております。行革審ではこれにつきまして、今度の第3次行革審で議論をいたしまして、フラワー・フルーツパーク公社の改革プラン、これについて議論を重ねてまいりました。市民の税金をつぎ込んでフラワーパーク、フルーツパークを維持していくその必要性和その管理を公社で行なうことが妥当かどうか市民の皆さんとともに今日は考えていきたいと考えております。それでは市の方から説明をお願いしたいと思います。

よろしく申し上げます。

村田農林水産部長

おはようございます。浜松市の農林水産部の村田と申します。よろしくお話ししたいと思います。まず、財団法人浜松市フラワー・フルーツパーク公社についての概要を説明したいと思います。現在、パワーポイントで出ておりますように、昭和44年に設立しております、設立の目的は市民の自然に対する理解を深め、快適な市民生活及び青少年の健康と情操のかん養並びに市民の憩いの場の提供等都市機能の増大を図るとともに、花き及び果樹の園芸振興の拠点を形成するという目的でつくられております。資本金、基本財産につきましては5,500万円、100%市出資です。役員数については、そこに書いていますように常勤2人、市の派遣職員は現在はおりません。非常勤14名、評議員13名、職員数は総勢常勤が41名、嘱託1名、パート2名ということです。主な事業につきましては、先ほど会長の方からお話がありましたようにフルーツ・フラワーパーク両施設の維持管理・運営事業ということで、フルーツパークにつきましては市民が憩う公園、都田地区の観光振興、果樹農業の振興というところを確保するための運営事業を行なっています。フラワーパークについても市民が憩う公園、館山寺地区の観光を振興する。それと、花き農業を振興するということを確保するための運営事業を行なっています。次をお願いします。

公社に対して市からの支出ですが、平成20年度の決算ベースで13億200万円、そのうち負担金として建設借入金の元利償還金等全体で12億1,900万円、後は、フルーツ・フラワーパークの中にあります市の施設の管理をお願いして8,300万円を出しているところです。次をお願いします。

市から公社への負担金の中身の推移ですが、上段の部分に小計がありますが、建設借入金の元利を合わせた金額を平成18年、19年、20年で推移したものを載せています。平成18年度9億2,100万円、平成19年度8億8,800万円、平成20年度8億5,300万円です。これにつきましては※印の部分をご覧になっていただきたいのですが、この建設の借入金については、フラワーパークについては平成24年度、フルーツパークについては平成23年度に完了する予定になっております。小計の下の部分で、これは施設の管理等に費やす運営負担金として、市で支出しているものですが、中身的には公園の管理費が大変ウェイトを占めておりまして、後は固定資産税並びに人件費の一部ということで平成18年度が1億4,300万円、平成19年度が1億3,600万円、平成20年度については3億6,600万円ということになっております。トータルとしまして、平成20年度、先ほど申し上げたように、12億1,900万円の負担金を支出しているという状況です。次をお願いします。

先ほどの行革審の方のご指摘、答申、それに対応した今年度の取り組みについて説明したいと思います。右の欄をご覧いただきたいと思いますが、フラワー・フルーツ両パークの存廃の決定につきましては、1番目として施設の公益性や収益性等に関する検証をしたところです。さらに有識者の皆さん方から意見聴取を現在行なっておりまして、この存廃についてのご意見を伺って今後の方向性を出していきたいと思っております。議論の過程を公開してくださいということです。現在意見聴取等も行なっているものですから、それを受けて結論に至った過程を議会等に報告をしたいと考えているところです。さらに、フルーツ・フラワーの両パークの存廃に関係して、類似施設の調査をしているところです。借地の解消については課題を抽出して整理を行なっているところです。次をお願いします。

フラワー並びにフルーツパークについて、それぞれについての検証の過程をお話ししていきたいと思っております。フラワーパークについてですけれども、これは開園からすでに40年経っているということで

目的、設立した当時の目的と現在の市民の皆さん方の要請等環境の変化で随分変わってきている。ここについては、これまで果たしてきた役割としては花きの振興、市民の憩いの場。花きの振興については、もうすでに園芸技術等については周辺の農業者の皆さんに行き渡っておりまして、役割は縮小してきているところ。憩いの場としては、平成 20 年度の年間入園者数が 38 万人、そのうち小・中学生、幼児等で7万人来ていただいているということで、この役割は今後とも続けていく必要があるだろうという認識を持っています。もうひとつは、今後における必要性として、館山寺地区という観光拠点であるということで、ここの役割が大変期待されているところ。今後の課題については、入場者数が落ち込んでいるということ。それともう一つは 40 年も経っていて、施設や設備の老朽化が進んでいるということです。次をお願いします。

採算性の検証ですが、この施設そのものが、公社が所有をして、管理運営をしている。平成 10 年度頃から市が運営費の一部を公社に支出している状況になっています。先ほども申し上げましたように、建設時の借入金については、平成 24 年度に償還が完了する予定です。こうした中、改善策としては、指定管理者制度等を導入して経営的な観点での民間企業のノウハウを活用して魅力の増大、コストの抑制を行なうことによって入場者数の増加、それで最終的には市の負担の減少を目論んでいきたい。次をお願いします。

今後の考え方です。施設の存廃については、採算性に課題がありますが、観光交流人口の拡大等今後期待されている部分がありまして、観光拠点施設として必要だろうと思っております。館山寺の総合公園の一部として存続をしていって、動物園と一体化によってガーデンパークとの差別化を進める必要があるだろうと思っております。採算性については先ほども申し上げましたように指定管理者制度、企業の皆さんのノウハウを活用して、市の負担の軽減を図ってまいりたい。その時の課題としては公の施設への移行、すなわち資産の譲渡を円滑に進める必要があるということと、指定管理者の相手先の選定方法について一工夫をする必要があるだろうということで、その制度設計を行なう必要があると認識しているところ。次をお願いします。

次は、フルーツパークですけれども、これについても設立の目的は果樹振興、市民の憩いの場ということで、果樹振興については、役割は十分発揮できているとは言い難いという状況になっています。ただし、憩いの場としての役割は年間入園者数が 25 万人、そのうち、幼児、小・中学生合わせて9万人強の皆さん方が来ていただいているということです。これについてはもう一つ、周辺の新東名の供用開始、県内が平成 24 年、愛知県側が平成 25 年という状況、スマートインターの設置等々ございまして環境変化に応じた地域振興のための施設としての役割が現在期待されているということも認識しているところ。今後に向けての課題については、これも平成 8 年オープンですけれども、施設や設備の老朽化、それと市民の皆様方が期待している果物狩りが適切に対応できていないという状況があります。次をお願いします。

採算性の検証ですが、これもフラワーと同様に公社が施設を所有して管理運営を行なっている。これにつきましては、平成 8 年開設時から市が運営費の一部を公社に支出しているところ。償還については平成 23 年度に償還完了予定です。改善策としては、環境の変化が大きいということで、経営的な観点、計画的な観点、地域開発的な観点で経営コンサルタント等の意見を取り入れて抜本的な改善計画を打っていく必要があるということです。次をお願いします。

施設の存廃についてですが、周辺の環境変化を見定めていく必要があるだろうということで、それに応じて、やはり都田地区の地域振興施設として民間の企業の皆様方のお知恵を借りて活用を検討していく必要があるだろうということです。そこに書いてある課題の中で、地域振興施設として何が

良いのだというようなこと、それと土地が農地であるという部分がありまして参入企業の選定の方法をどうしたら良いかということが課題になってくると認識しています。次をお願いします。

ここからは少し参考です。フラワーパークとフルーツパークのそれぞれの概要で面積、それと借地、施設の中身を簡単にまとめたものですが、フラワーにつきましては、昭和 45 年にオープンして面積が約 30 ヘクタール、そのうち市が持っているものが 29.2%、公社が 8.5%、借地が 62.3%という状況になっています。主な施設としましては、ここに書いていますように管理事務所、その他クリスタルパレスとずっと続いています。所有は公社です。建物の建設は昭和 45 年がスタートですが、途中平成 15 年にリニューアルオープンした時の施設も入っております。次をお願いします。

フルーツパークにつきましては、平成8年にオープンしたわけですが、全体で 43 ヘクタールあります。地目は先ほど少しお話したように公園、畑、原野、その他諸々ありまして、市が所有しているのが 46.3%、借地が 53.7%です。ここの施設につきましても、一番下の方の体験実習館、作業管理棟、これはハウス等なんです。これは市で所有していますが、それ以外は公社の所有になっているということです。次をお願いします。

これは、先ほど指定管理者等を導入した場合、どんなことを考えているかということを書かせてもらっていますけれども、現在の資産以外の部分の収入、支出、現在の公社の方の状況ですが、収支差額で平成 20 年度決算のベースですけれども 2,600 万円ほど収支で赤が出ているところです。この中で指定管理者制度を導入して、民間の皆様のお知恵を借りる中で、入場料収入、営業収入等の増収対策をしていただき、それと同時にコスト削減につながる管理費をどうやって削減してくかということが、期待されているところであり参考の3として付けさせていただいております。説明の方は以上です。よろしくをお願いします。

御室会長

はい、どうもありがとうございました。それではこれから討議に入りたいと思いますが、その前に私の方から2、3点確認だけさせていただきたいと思っております。

まず1点は、今回、市が出したその方針の結論。フラワーパークは、今後も存続して指定管理者制度を導入したらどうか。それからフルーツパーク、これは周辺環境変化を見定めてという風なお話になっていますが、民間企業参入を検討するという説明がありました。それがよろしいですか。村田部長どうですか。

村田農林水産部長

はい、今回それで結構です。

御室会長

そうですか、はい分かりました。そうするとそのスケジュールはどんな風に考えていらっしゃるのですか。

村田農林水産部長

はい、現在考えているのは、先ほど建物を建設したときの借入金が償還を終える時期が、一つの目途と考えておまして、フルーツ、フラワーそれぞれ平成 23 年度、24 年度ということになっておりますけれどもそれが一点。もう一つ、公益法人制度の関係で平成 25 年の 11 月までということがありま

すから、基本的にはそこを目途にしたい。ですから出来るだけ早く23年度中に何とかしたいと考えているところです。

御室会長

はい、そうですか。はい、分かりました。それともう一点、少し確認したいのですが、有識者の意見を聴取されるというお話で、有識者というのは、実名は別としてどういう方に色々聞いていらっしゃるのか、それからその方向性はどうか、少しそのあたりを確認したいのですがいかがですか。

村田農林水産部長

はい、有識者の方で、今現在9名の方にお伺いをしているところですが、産業界の皆様方、交通・観光業界の皆様方、農業界の方それと学識経験者いわゆる公園の専門家の方、それと農業関係の経営をされている方等々お話を聞いているところです。地域の皆様、地域の経済界の皆様方のご意見としては、やはりフラワーについては、館山寺地区ということで設立当初の目的と、今期待されているものが随分変わってきているから観光拠点として誘客施設としてきちっと立て直したらどうかというような意見が強いところです。それと、農業関係の、これは経営的な視点を持った方ですけれども、やはり具体的にいいますとフルーツパーク等については環境の変化があるということで、多くの方が訪れやすい環境の中で周辺環境が自然に触れているということ、それと周辺が果樹の振興地域であるということで、そのあたりを上手く使いながら少し経営的観点で進めるとこれは多くの方が来る可能性があるだろうという意見もいただいているところです。

御室会長

はい、分かりました。それからもう一点確認したいのですけれども、先日、新聞で、来年度の市の予算が議会を通して発表されました。それでその予算の中に、フラワー・フルーツパークの新経営計画の調査費として、来年度予算400万円が計上されておりました。この調査費というのはどういう意味なのですか。

村田農林水産部長

これにつきましては、今後のフルーツ・フラワー両パークの施設の在り方の基本的な経営計画的なものを策定するワンステップとして調査をしていくものでありまして、両パーク共、効率的な運営手法、それと経営スタイル、基本的には施設の在り方、法律的なそれに伴った運営の手法、それと経営の主体、在り方を検討していく調査になっておりまして、それが両パークの関係です。もう一つ大きい課題としては、先ほど資産譲渡の関係がありましたけれども、このあたりの公社のお持ちになっている資産、これの詳細な調査並びにその譲渡の方法等について研究していきたいということで400万円を計上したものです。

御室会長

それは法律とか会計の専門家に委託するという調査費なのですか。

村田農林水産部長

まだ相手先は考えておりませんが、市の中で検討出来るものと、外部の専門家をお願いする部

分と分かれてくると思います。

御室会長

はい、分かりました。それでは、私の確認は以上ですが、このことを踏まえて2つの施設の存廃問題、それから施設を管理運営する財団法人をどうあるべきか、これについて審議をしてみたいと思っております。それでは委員の皆さんからそれぞれ質疑をさせていただきたいと思っております。はい、山本和夫委員どうぞ。

山本和夫委員

実は、この問題というのは1次と2次と両方で過去に出ておりまして、1次の時は一つの意見だったようです。私は居りませんでしたけれども。動物園とフラワーパークを一緒に運営したらどうだろうと話があって、施設の持ち主の関係で公社が持っているものと市というような問題があって先送りにはなっております。2次につきましては存廃の決定あるいはその過程の公開、それと土地の借地が多いものですから、そのものの処理ということで市側の動きをお願いしたということではありますが、実際にはその時点で、もう利用者の数が減っていることとか、あるいは旧来の目的であった花き振興等の問題についてはもう役割は果たして今明らかに市民の方にどう支持されるかという問題に移っている、あるいはそういう公園としての在り方に移っているという段階だったと思います。確かに言葉上はそう言ったことですが、その先に進んでどうしていただけるかということが、2次の時の問い掛けだったと私は判断しております。誠にきつい言い方で申しわけありませんけれども、資料4ページの中の今年度の取り組みという中で出ているものは、全てもっと早期に結論が出て、実際には入場者が減っているという問題等について具体的な動きが出るのが期待されていたというのが2次の行革審の意図であったと私は考えますけれども、部長さんですとそこまで具体的にお考えでしょうか。現在の時点でどうお思いでしょうか。

村田農林水産部長

はい、1次、2次ともにご指摘いただいたわけですが、特に2次の方のご指摘については21年度中に存廃の決定をするということのご指示をいただいておりますが、そこまで至っていないというのは大変申しわけなく思っております。ただ中身的には公益性、収益性について、再度改めて検証したというようなところですが、結論が未だ出てないというところが多くございます。

山本和夫委員

特に有識者の方にお伺いするということでしたけれども、透けて見えるのは現在市側とすればフラワーパークは存続しますよ、フルーツパークは何らかの手立てを加えつつ存続したいというように拝見していますけれどもそういったことではないでしょうか。

村田農林水産部長

今回お示したものは、基本的にはフラワーパークについては、館山寺総合公園の一部を形成しているということと、館山寺地区、現在その浜名湖観光圏の(整備)促進も進めている中で、やはりどうしてもその地域になくはならないということで存続していった経営努力をしていく必要があるだろうと思っております。フルーツパークについては、やはり環境変化があるということで、少し抜本的な計

画の見直しをしていく必要があるだろうという認識を個人的に持っております。今回もそういうことでお示しをしたつもりです。

山本和夫委員

本来我々の意味としますと、それぞれに意味があるということは皆さん承知をしております、そこでもう少し早い対応を求めている。行革審の全てのことについてだと思いますが、その答えがもっともらしく出れば良いということではなくて、皆さん方がそういった注文についてどう行動していただいて、実際に行なうのは市の方ですのもう少し早い答え、現実的な行動の答えをいただきたいというのが全てのところについてもいえることではないかと思えます。形の上では2次行革審の提案についてお答えいただいておりますが、今後考えられる時にはもう少し先まで行動を伴って考えていただきたいとお願いをしたいと思います。

御室会長

はい、川上委員どうぞ。

川上委員

今の説明を聞いていますと、結局は現状維持でこれから考えていこうということだと思われま。まずフラワーパークに関してですが、どうして必要なのかということで今後における必要性ということで観光拠点の役割と市民の憩いの場ということが期待されているということを書かれているのですが、観光と市民の憩いの場というのは、相反するまではいかなくても共存出来るのか疑問に思っています。観光ということであれば、当然全国から人が集まるような施設をつくらなければいけない。魅力ある施設をつくっていかねばいけないと思うのですが、逆に市民の憩いの場ということであれば、市民がそこに気軽に行き楽しめる、休日を使える、というようなもっと気楽に行けるような場にならなければいけないということで、ある意味市民の憩いの場であれば料金も無料化しても、別にそれはそれで良いと思うし、観光拠点ということであればそれだけ魅力ある施設をつくって料金を上げる。モザイクカルチャーでもそれなりの入場料取っても来てくれるわけで、それだけ魅力があるから来るわけです。これは方向性というのをまずきちっと決めてからでないと、指定管理に出すといっても、民間企業も、受けた方もどちらに振って良いのか分からなければやり様がないと思うのです。良い例として、私も子どもが小さい頃フラワーパークや動物園も使ってはいたのですが、豊橋総合動植物公園が、もう本当に1時間も掛からない所にあるのですけれども、こちらを使うことの方が多かった。浜松市民もこの豊橋の動植物公園を使っている方が多いと思うのです。資料を出してください。豊橋動植物公園は、のんほいパークという通称ですが、植物園と動物園、それと一部遊園地もあり、料金は大人600円で、小・中学生は、豊橋市民は無料。それで年間入場者数が年間72万人。一方フラワーパークと動物園合わせて、共通券買われている方が5万5,000人いるということで、それを除くと68万人ということで、のんほいパークの方が入場者数が単純に考えて多い。人口を比べると2倍、3倍の差がありますので、そういくと本来だったらフラワーパークと動物園合わせて200万人位の入場者数があってもおかしくない。経費を比べてみますとそれほど変わらない。なぜこののんほいパークはこれだけ使われているのかというと、やはり市民の憩いの場ということをかなり強調しているように思うのです。木陰なんかもあって休日に弁当持って家族で楽しめるという場であって、動物園なんか小さい子ども達が触れ合えるような施設になっているものですから行く人が多いと思うのです。まずこういった市

民にとって必要な部分なのか、観光なのかということをきちっと決めた上でないと、今後のフラワーパークについてどうしていこうかということが全然出来てこないのではないかという気がします。それについてはどう考えているのかお聞かせいただけますでしょうか。

村田農林水産部長

現在、フラワーパークの方へお見えになっている方は、実際アンケートをきちっと取ったわけではないのですが60%ほどが市民の方々です。それで季節に応じて駐車場の、車の調査をしていきますと、連休だとか、5月のゴールデンウィーク、秋のシルバーウィークの時には浜松ナンバー以外の所、東三河、愛知県の東側の方々が随分割合が増えてきているということで、両方とも共存しているという理解を現在しているところです。委員がおっしゃるように大きい目的については、やはり、ある程度ターゲットを絞った方がよろしいと思っておりますが、両方とも存在しえるのだろうかという認識を現在しているところです。観光については旅行形態が随分変わってきておりまして、現在、着地型の旅行が多くなっているものですから、市民の皆さんも楽しめる所へ、よそから来た方も同時に楽しめるというような両方とも併存することが出来るだろうという認識を持っています。ただし、今おっしゃったように、入場者数をどうやって増やすかということは、やはり考えていく必要があると思っております。それは動物園とフラワーをどうやって融合化してくかということも検討する必要があるし、その時の価格をどうするかも検討の一つだと思います。ただ現在そこまでしてないというのが現状です。

川上委員

先ほど説明の中でも経営という言葉は何回か使われているのですけれども、行政が経営だけ考えるというのはおかしい話で、市民に必要なものであれば当然コストは掛かっても良いわけです。全てが全て採算を取れなければいけないということは行革審でも言っていないはずですし、それを考えると現状のままで観光の要素も含まれているということであっても、現実に入場者数が伸びているわけではない。でも入場者数を伸ばしたいということであれば、やはり、考え方を変えていかなければ入場者数も伸びないし、市民からも本当に必要とされる施設にはならないと思うのです。やはり、そこら辺の見極めもしっかりやって最終的な結論は、やはり行政がしていくことですので、まず行政としてはこうすべきだというものを示した上で色々意見を聞くことも必要ではないかと思えます。

水野フラワー・フルーツパーク公社理事長

ただいま、のんほいパークとの比較が出ましたけれども、皆さんご承知の通りののんほいパークの方は、ジェットコースターとか、大観覧車とか大型遊具があります。浜松のフラワーパークと比較していただきたいのは、植物園として比較して欲しいです。のんほいパークの植物園と浜松のフラワーパークの植物園と比較していただければ、私は浜松のフラワーパークの方が勝っていると思います。それは、全国的に見ても植物園として歴史もありますし、名の通った植物園です。少し余談になりますけれども、モザイカルチャーの時に沖縄の美ら海水族館の館長さんがお見えになりまして、専門家が温室をご覧になって、これはもう素晴らしということで感激してお帰りになったということもあって、私もビックリしたわけですが、そういう様な施設も十分充実しております。ただやはり、のんほいパークの方は駐車場が無料ですし、色々遊び場もある、それと自然史博物館という恐竜の博物館も中にあります。そうした所のイベントがありますと、どうしても動員力で少し負けているのかなということは感じております。ぜひともフラワーパークの方もご覧になって、また皆さんののんほいパークの方

も見ていただいて、もう一度比較をしていただけるとありがたいなと思っています。すみません。

御室会長

はい、ありがとうございました。他には、遠藤委員どうぞ。

遠藤委員

先ほど専門家の方が感激をされたということでお話をいただきましたけれども、確かに専門家からの見方、その評価というのは必要だとは思うのですけれども、評価というものが市民に対してどれだけ有益に働いているのかという少し疑問だと思うのです。先ほども、のんほいパークとの比較、全体ではなくて植物園として見てくれとお話しもありましたけれども、議題としてはフラワーパークをどうしようかということだと思うのですけれども、パワーポイントの中にも館山寺総合公園の一部として存続をさせるのだと書いてあります。総合公園ということは、やはり我々が考えるとなると併設されている動物園、あとは民間ではありますけれども遠鉄さんがやられているパルパルも近くにありますので、そういった地の利を考えた総合的なものを勘案して総合公園の一部としてフラワーパークを存続させたいのだという観点でもって、やはりのんほいパークとの比較をこの行革審でもやっていますし、そこはしっかり分かってもらいたいと思うのです。まずはこの総合公園の一部として存続させるという部分についてのどのようなお考えがあるのかをお聞かせ願いたい。

水野公園緑地部長

よろしいでしょうか。公園緑地部部長の水野です。館山寺総合公園、動物園、直接所管している者です。今お話がありましたように、このフラワーパークにつきましては館山寺総合公園の一部と、大半がフラワーパークとなっているわけですけれども、都市計画決定をされた公園として、フラワーパークが仮に撤退をしても、総合公園として市民の憩いの場として存続をさせていくということは公園の最低レベルの関係なのですけれどもそういう風に考えております。公園緑地部としまして、今フラワーパークの資源、資産こういった物を受け継ぎながら公園として、有料公園として存続をさせていきたいなと思っております。また、先ほどののんほいパーク、豊橋の動植物公園ですけれども比較がありました。動物園としましては近隣ののんほいパークあるいは日本平動物園と競争して負けないような施設にしたいと思っております。また、観光拠点という意味もありまして、公園としてもこの観光拠点という意味付けを重要視してやっていきたいと思っております。のんほいパークにつきましては多分月曜日が休園日と思えますけれども、動物園、フラワーパークについては観光拠点という意味合いもありまして、殆んど年中無休となっております。また、動物園につきましては市民憩いの場ということを重視しておりまして、入園料も先ほど言いました、のんほいパーク 600 円ですけれども我々の方は大人 400 円、それから小中学生未満につきましては無料ということで市民の憩いの場としてどなたでも安価に楽しめる施設ということで考えてやっております。また、動物園につきましては、社会教育施設、博物館相当施設という位置付けもありますので、これからは環境、生命そういった切り口で教育、生涯学習というものにも取り組んでまいりたいと思っております。フラワーパークと動物園の一体化につきましても部内では検討をしておりますが、フラワーパークにつきましては観光拠点、今までの資源、資産を受け継いで継続してやっていきたいと話をしているところです。動物園については、今まで通り安価な金額で市民誰もが楽しめる施設ということで存続をさせていきたいと思っていますので、実質的には、現在大人 850 円の共通券で両施設に入れるということで、こういう意味ではすでに一体化

が出来ていると思っております。また、アンケート結果を見てもフラワーパークについては大人の方が多い。もちろん当たり前ですけども、動物園については親子連れのお客さんが多いということですから、あえて一つにまとめなくても一体的な運用、利用は出来ると考えております。また館山寺総合公園としての現在連携といったものも、例えば駐車場の共有利用であるとか、それから共通イベントの実施、写生大会とかそういったものが考えられておりますので、全体として有効に利用するというところでこれからも考えていきたいと思っております。以上です。

御室会長

はい、遠藤委員よろしいですか。はい、岩田委員どうぞ。

岩田委員

今の公園緑地部長さんのお話というのは、これは希望なのでしょうか。というのは、この存続というのは、他の委員からも出ていますが、平成21年度中に存廃について決定することについて、これはもう約束は守られていません。それは市の見解としてよろしいのか。それともう一つ、流れとしては両方とも、形は変えても存続しますと、それも市の今現在の意見として考えてよろしいのでしょうか。これはどちらかという副市長さんの方になると思うんですけど。

山崎副市長

平成21年度中にフラワーパーク、フルーツパークの存廃を決定すると、それは決定出来ていません。それはおっしゃる通りです。

岩田委員

ということですね。はい、分かりました。それで先ほど平成23年、24年に借入金の償還が終わるのでその時には出しますという話でよろしいでしょうかね。

山崎副市長

フルーツパーク、フラワーパークの存廃という概念をどう認識するかということで、今色々議論しているところなんですけども、一つはまず都市公園という概念がありまして、公園としてどうかと、それはフラワーパークなのかそれとも館山寺総合公園なのか。法律的には都市公園ということで網が掛かっておりますのでそれを外すかどうかという議論が一方にあります。ですから、その基地としてどうなるのかという基盤の問題がまず一つ。この基盤の問題については、もともと資産の所有を財団法人に所有させながら公園として成立をさせているという状態が非常にずれているというか、いびつな形になっていますので、そこをどうするかということが借地の問題としても含めて議論をされているというところが一つあります。それから先ほど話の出ました財団法人、いわゆる管理者としてどうなのかという問題がもう一つありますので、そこを調整している中で現時点では未だ決まらない。先ほど申し上げましたように資産の問題については、今借金をそのまま持っていますので、借金を解消してからの処置になるというのがさっき平成23年度、あるいは24年度にフルーツパーク、フラワーパークの借金が終わるという概念です。それともう一つは主体として公益法人制度改革の問題がもう一つありまして、主体としてどうなるのかという期限も来ているということです。今、若干時期がずれていますので、時期の調整をしながら結論を出さなければならないということです。

岩田委員

はい、今のお話の中で、今頃こんなことお聞きして変ですが、動物園は市の直営であるが、何故このフラワーパークとフルーツパークをこの財団法人にしたのか。特にフラワーパークは、動物園と隣同士の中で、財団法人にしたのか私には分からないのですけど、そこら辺りを何か市の方で分かるものがあれば教えていただきたい。

山崎副市長

私も分かりません。まず先ほど話をしましたけど、フラワーパークそのものは、昭和 40 何年に出来てその時に財団をつかって管理をさせた。しかも所有を財団の施設として建設をして、その借金について財団に借金をさせてその借金を市が返すという方式をとったということです。それは政策の選択肢として議会も含め、首長も含め、みんなで決めたということだと思います。その後、いわゆる管理運営経費については、平成 10 年度までは市の負担金を出していませんので、中でやれたということです。フルーツパークについては、もともと果樹振興ということで始まったように聞いていますので、それがいつの間にかエンターテイメントと言いますか、観光施設化しているということです。ですから、その観光施設になった部分を公益法人であるフラワー・フルーツパーク公社がやっても良いのかどうかという議論が当時はあったと聞いていますが、結論としてそういう決断をしたということですから、政策決定というのはそういう風に決めたということだと思います。それがどうなのかということを考えるという時代の流れで、そういう時代に来たと認識していますので、その当時何でそんなことをしたのだということとは、その人が決めたということだと思います。

岩田委員

分かりました。ありがとうございました。ということは今回新たに決め直すということによろしいのですね。そのためには時間は多少掛かりますよと。で今日のこのお話を聞いていますと、フラワーパークは歯切れは良いのですが、フルーツパークの方を見ていると周辺的环境変化とか、あまり具体性が出てきていないのかなという気はしますけれども、分かりました。後一つ。フラワーパークの方が 38 万人、フルーツパークは 25 万人という入場者数になっているのですが、市としては、市民の憩いの場として来ていただいているというこの数字は満足なのか、不満足なのか、こんなものなのか。もし不満足であるのならば、市としては大体市民のどれくらいの方、具体的には言えないのかもしれませんが、何万人位来たら皆さんのためになっているのかというようなものがあったら教えていただきたい。

村田農林水産部長

はい、大変難しい質問ですけれども、フラワーについては現在 38 万人です。過去の状況を見いきますと、40 万人台、かつては 60 万人ぐらい来たこともありました。市民の皆さん方のいわゆる多様性もあり、段々減ってきているのは事実です。ですから、現在の 38 万人から 40 万人位まで伸びてくれれば良いなという期待は持っております。フルーツについては、概ね今 20 万人前後で推移しております。20 万というのは有料入場者数です。平成 20 年で 25 万人、26 万人近い状態なのですが、かつて一番多かったのが、オープン当初は別としまして、平成 13 年ごろに 29 万人ぐらい見えてくれている時があります。ただここ数年全体で 25、26 万人ということで推移しております、これは現

在のやり方を取っていくのであればそのままの状況なのかなと思います。ただ小・中・幼稚園の皆さん方の遠足も、学生さんたちの課外研修なんか定期的に皆さんに使われているということで、フルーツについては、それも踏まえつつ少し抜本的な計画を練っていく必要があるだろうという認識を持っているところです。

御室会長

皆さんに分かっていただけるようにフルーツパークの地図を出してくれますか。これがフルーツパークの全景です。上にずっと道路が通っているのが新東名です。新東名の一番右側のところが平らになっていますね。行政の立場だとなかなか言いにくいところがあるのかも知れないけれど、これはスマートインターがここへ出来るのですね。出入り自由になる。それから民間へ委託した方が良いのではないかという方向性の中でこのスマートインターが出来たとして、市としてはどれくらいの効果を、要するにフルーツパークにみえる来場者数の予測を多分市の方でされていると思うのですがいかがですか。

村田農林水産部長

すみません。きちっとしたデータを今探したのですが無いものですから。記憶にあるのは数万人増える可能性があるだろうという試算を考えているということです。

水野フラワー・フルーツパーク公社理事長

当初ハイウェイオアシスという構想があった。その当時ですけども、駐車場から直接フルーツパークの方へ入場出来るというようなシステムだったと思うのですが、これがスマートインターという方向に変わってきて、あくまで公社だけの考えで見込んでいるのは、数万人は増えるだろうと感じています。

御室会長

そうしますと、新東名で遠くからお見えになる、かなりこのマーケットが広がるわけですけど、そのあたりの戦略というのは今からどのようにお考えなのですか。

水野フラワー・フルーツパーク公社理事長

はい、公社の方でお答えします。おそらく一時は来るだろうと思います。季節的な、例えばお盆の時期だったら収穫体験が十分出来るが、ただ冬から6月7月に掛けては、いつの時期でも収穫する物がイチゴしかないわけで、そういったいつの時期でもフルーツの収穫体験が出来るのだから期待してお見えになったお客さんが、その時期によってがっかりしてお帰りになってしまうと、リピーターというのが増えないのではないかと思う。もう少し何か対策を考えないといけないなと思っております。

御室会長

はい、ありがとうございました。それでは鈴木委員、どうぞ。

鈴木委員

先ほどからお話を伺っているんですけど、フラワーパークの方は観光拠点として、フルーツパークはスマートインターチェンジが出来るまでと、その言葉だけなんですよね。それで毎年13億円欲しい

という話なんです、それでは説明がつかないのではないかなと私は思います。入場者別の税負担を出してもらって良いですか。こちらの方、平成20年度を抽出したデータなんですけど、来園者一人当たりの税金負担額、こちらの方がフラワーパークは1,285円、フルーツパークは3,165円。これは来園者一人当たり浜松市が払っているお金になると思うんですが、こういった具体的な数字で例えばガイドラインとして、このフルーツパーク、フラワーパークだけでなく、浜松まつり会館とかも含めて一人入園者当たり、この税金の負担額は適正であるのか、適正でないのかを具体的に説明してもらわないと、言葉だけで観光のためにインターチェンジが出来るまでにとかそういう言葉だけで10何億円これからも払い続けるというのは少し乱暴ではないかなと思う。そこで教えてもらいたいんですが、現在このフルーツパーク、フラワーパークの一人頭の税負担額が出てと思うんですが、これは適正だと思いますか。それと他の市が直営でやってるようなまつり会館、そういったものというのは、実際一人当たり入場者でいくらぐらい税負担をしているんでしょうか。教えてください。

御室会長

これは村田部長では分からないかな。財務部長どうですか。はいどうぞ、鈴木財務部長。

鈴木財務部長

財務部長の鈴木です。今お話しがあったまつり会館等の個別の資料は無いんですけども、現在財務部の方で各施設のコスト計算書をつくっておりますので、それをまた機会があったらお示しをしたいと思います。

御室会長

鈴木委員。はい、どうぞ。

鈴木委員

フラワーパーク、フルーツパークのこの一人当たりの税負担額については適正だと思いますか。

御室会長

はい、山崎副市長。

山崎副市長

語弊があるといけないので、先ほど説明した3/13ページの資料に小計は、施設をつくるために借金をした元利償還金の支出で、その時点でどれだけの施設をつくって、それをどうやって返していくかというのは建設した時点での議論になります。今それを止められるかといったら止められませんので、そこは申しわけないのですが、ご議論をいただければと。今、コストをどう見ると、施設ごとにやったらどうだという話で、施設ごとのその収支というか、どのくらい経費が掛かって、減価償却費も含めてどうなのかと、市民一人当たり、利用者一人当たりにしてどうかというのは計算してる最中でして、そこをやるというのが今の流れで、ご指摘の通り重要な課題だとは思っています。ですから、議論としては、出来れば分けていただいて、施設の建設なり何なりの経費がこれだけ掛かってます、それから管理運営にこれだけ掛かってます、それが一人当たりいくらですと。それで、よく言われるのは、公がつくった施設について、指定管理を、今色々と導入したりしていますけれども、お客さんからどれだ

けもらうのかという議論と、税金でどれだけ出すかと議論の振り分けだと思います。

御室会長

はい、鈴木委員よろしいですか。

鈴木委員

はい。

御室会長

はい、それでは山本委員どうぞ。

山本佳英会長代行

色々議論がありますが、一番基本は、このフラワーパーク、フルーツパークは何のためにあるんだというところに全てが帰結するのではないかと思うんです。これが出来たのは昭和44年、つまり40年前なんです。40年前の状況と今とは明らかに全く様変わりしている状況だと思うんです。したがって、この1ページ目の設立の目的というのに、市民の自然に対する理解を深め快適な市民生活および青少年の健康と情操のかん養および市民の憩いの場の提供等都市機能の増大を図るとともに花きおよび果樹の園芸振興の拠点を形成するという大変立派なことが書いてあるわけですが、いくつもうさぎを追い掛けているわけで、結果的に一匹も捕まえられなかったような状況ではないかと思うんです。それで、この際、ここから見直しが必要なんだろうと思います。さっきの市の説明にもありましたように、花きとか果樹の振興という役割はもう薄れてきた。何もこういうところでやらなくても民間なり、JAさんなりがやっているわけで、ここの役割はもう無いと思うんです。となると、これは何のために存在すべきなのか、あるいは存在するのかというのが一番だと思うんです。それで、少なくとも市民の憩いの場を提供するというのはあると思うんです。それを一番の存在意義にするのか、あるいは館山寺総合公園といったような観光施設としての役割を一番にするのか、それによって全てが変わってくると思うんです。憩いの場にするならば、先ほど出てきたような一人当たりの税金の負担というの、もし市民の皆さんが納得するならばそれはそれで良いんだと思うんです。10億円でも、15億円でも投入して、それで市民一人一人がそこを使い、憩いの場として役立っていると思えば良いと思うんです。公益性というものと、収益性というのは必ずしも両立するわけではないわけですよ。どっちに重きを置くかだと思うんです。とかく赤字だとか、これだけ補填してますよというのは、収益性の方を重点的に言ってる話でありまして、憩いの場としての公益性はさてどれだけかと、これはお金なり数字で表せませんけれども、結果的に来場者数だとかそういうものになると思うんです。その目的を憩いとすれば、収益性は多少無視せざるを得ない。観光施設となれば、収益性を重視しなければならない。その辺が一番の議論の別れ目だと思うんです。それをどちらにするかというのは市が早急に決めるべきだと思うんです。そこが決まらないといくら議論しても全部二股かけたり何なりの話になってしまう。そんな風に思いますので、ぜひ早くこの設立目的を見直して、まず第一に、何のためにあるんだということを早急に決めていただきたいと思うんです。それから収益性の関連で出てくるんでしょうけれども、指定管理者制度を導入するとか、民間業者を入れてとかという話になりましたけれども、それも収益性を重視するからそういう話になるのであって、もし公益性を最大の目的にし、つまり市民の憩いの場というのを最大の存在意義にするならば、本当にそういう指定管理者制度とか民間を入れて

やるのが良いのかどうかということも、そのどちらが良いかどうか判断する基準にも、やはり憩いの場なのか、収益性なのかということにつながると思いますので、ぜひそこを一番先に決めていただきたいとそんな風に思います。最初に、山本委員からあったように、遅いというのは間違いなく皆さん感じている話でありまして、最初この話の議論が出た一番のきっかけは借地の話から出たようですけども、その憩いの場なりというのが決まれば、借地を将来どうしていきましょうということも答えは自ずと出てくると思うんですね。少なくとも、この話が出て、もう4年目になる。いまだにこの状態では償還が終わる時まで答えが出て来ないのではないかと思いますので、今年度中といったら、後2日しかないから無理かも知れませんが、少なくとも22年度の前半、早いうちには答えを出して、少なくとも目的の見直しの答えだけは出していただきたいと思いますので、ぜひお願いします。

御室会長

はい、ありがとうございます。それでは、山崎委員。はい、お願いします。

山崎委員

先ほどおっしゃった山本さんの考えに私全く同感しておりますけども、再度確認の意味なんですけど、目的というのは、今回ここへ書いてありますフラワーパークとフルーツパークの今後の考え方ということが、ほぼこれからの二つの施設の目的と解釈してよろしいでしょうか。

御室会長

はい、村田部長お願いします。

村田農林水産部長

今回、フラワー、フルーツパークを別個に掲げさせてもらいましたが、最後の今後の考え方の部分が、いま山本委員の方からも少しお話がありましたけれども、公益性、収益性両方噛み合わせて考えた結果、こういう方向を検討していく必要があると整理をさせてもらっています。

山崎委員

当然、議会等諸手続きとかプロセスも踏んでいかなければいけないと思うんですが、ご当局の考えとしたり、こういう方向でいきたいということですね。

村田農林水産部長

方向としてこうしたいということです。

山崎委員

はい、分かりました。そうしたら、基本的にはやはり民間企業と違って、行政の場合、多くの市民の皆さんそれぞれ複雑多岐というんですか、色々ご意見を持っている方がいらっしゃいますので、非常に決めにくいと思うんですけども、どこかでこういう方向性が出たら提案していただいて、また市民の人たちの意見を早急に聞いて、決定を図られていったら良いかなとこんな風に考えております。先ほど山本さんから出ましたけども、民と違って行政組織の(意思)決定の段階が延びていく原因がどこにあるのか分かりませんが、市役所の庭に手を突っ込んだようで申しわけないんですが、おそらく(意

思)決定する方法論とかプロセスが若干民間とずれている、また、しにくい点は理解出来ますけども、例えば市長さんもマニフェストでスピード感ある行政改革というのは、大きなマニフェストの根幹にあげていらっしゃるわけですから。それに基づいて決定組織を変えるという意味ではないんです。例えば、重要な外郭団体については、もちろん関係ご当局の方も入れて、ある期間をきってプロジェクト的に、組織とってはいけませんけども、各課・部から専任組織をつくって解決していくというようなひとつ方法は考えられませんか。山崎さんに。

御室会長

はい、お願いします。

山崎副市長

はい。とりあえず、いまフラワーパーク、フルーツパークが話題になってまして、考え方として先程来話に出ましたけれど、過去の経緯も含めてフラワーパーク、フルーツパークを分けて考えようという話と、それからそれぞれの施設が仮に存続する場合になった時に、老朽化の話を課題として挙げていました。それでは今後の経費がどれだけ掛かるのかということは、本来は最初に建設する時に将来計画も含めてこれだけ掛かり、市民負担はこれだけで、入場者はこれだけだと、入場料金も含めてトータルでその経営を考えなければならないということになると思います。その場合に、どこの部局のどういう人を入れたプロジェクトをつくるのかということは非常に難しい。実は館山寺総合公園という話が先ほど出ましたけれども、公園緑地部、それから農林水産部あたりを入れてプロジェクトをつくって、それで足りるのかというとは実はそうではなくて、企画部、財務部あたりも入れなければならないということになりますと、なかなかそれぞれの部局にいて、しかもそのプロジェクトでというとなかなか難しいということで、逆に足かせになったりするということもあります。この問題についてプロジェクトを組むかどうかというのは非常に難しい選択だと思えます。そういう意味で所管課で、ある程度中身を精査して、その後でこういう方法で、とやらざるを得ないと思っております。誠に申しわけないんですけど、そのもとになるデータを、来年度、外の知恵も借りながらつくっていこうというのが先ほど話の出た 400 万円ということだと考えておりますので、ある程度基礎的なデータの収集、集積あるいは方針なりが出た段階ではそのような形でやっていきたいという風に思います。

山崎委員

はい。これだけの問題ではないですが、そういう遅れ遅れに、なっていく原因、システムがある程度悪いのか私は分かりませんが、そういう意味で申し上げたものですから、1年間ご検討なさってきて、また1年繰り延べるとい形のご回答だと思いますので、その辺もどういう風な形で課題を解決していくか、組織づくりが悪いのか、その中のシステムが悪いのか、これではではありませんので、ぜひそれをご検討願いたいとこんな風に思います。以上です。

御室会長

はい。井出委員、どうぞ。

井出委員

フラワーパークについてですけども、今頃とても桜がきれいなんでしょうね。今年は私も忙しくて、

この時期フラワーパークに足を運ばないんですが、夜桜なども観光の目玉になって人気がありますので、市民の皆さんにまず多く足を運んでいただいて、収益性が上がるようになっていただきたいと願います。比較的私は、フラワーパークにはプライスレスな魅力を感じている方の人間だと思いますので、市民一人当たりの負担を割り算した時に、今 80 万人都市になりましたけれども、8億円とすると一人当たり 1,000 円、これはそれほど高くないなと思ってしまふんですね。これは、個人的な意見です。それにしても収支の状況や借地がまだら模様に入り込んで、こういった現況が問題だと思っています。ですので、第2次の答申通り、早急に結論を出していただきたいというのもその通りの気持ちです。ただ今日の全体の説明を聞いていますと、存廃の方針の決定はない。でも何か聞いていると、フラワーパークについては、存続の方を決定しているような取り組みがなされていくことが話されたので、存続を決定したように表面的には受け止められてしまう。例えば、今日初めて傍聴に見えた方などは、よく分からないで、何か存続していくみたいな思いになったのではないかなと思います。私自身も存続を期待していますので、ぜひ収益性を上げる形でとりあえず存続をして、取り組みをしてみるという意味に今日は聞こえたんですね。それでも多分、今この時代にどんなことをしても爆発的に入場者が増えて、今後持続可能に安定的な状況でこの施設が存続していくというのは、私は不可能に近いような気がしています。ですので、ゆくゆくは市民の憩いの場、潤いをいただく都市公園としての公益性の方の存在価値を見出す時期が来るのではないかなと思います。ただ、今の段階ではまだその決定をどちらかに下すに足るだけの状況がまだ揃っていないということで、多分行政も逡巡して結論が出せないでいるのかなというような感じがするんですね。フラワーパークが全国に名立たる植物園であるということは、私は市民として誇りに思っている方の人間ですから、ただこれがあまり全国に知られていない、もっともっと宣伝しても良いのではないかなと思っています。モザイクカルチャーを開いたことで全国からお客様が来たと思いますが、その方たちにどれだけ魅力を伝えきれたのかなというところもありますし、市民以外のリピーターの方がどんどん増えることも期待するので、せっかく浜松市はシティプロモーションに力を入れているわけですから、やらまいか大使の皆さんにもお願いするなどして、手短かにフラワーパークの魅力を初めての人に知らせるような何かマニュアルを持って、もうどんどん宣伝していったらどうでしょうか。それでも非常に苦しい状況ですので、そんなに長くは持たないかも、こんなことってはいけませんけれども。借地がまだら模様であったり、こういう状況というのは、やはりかなり深刻な状況になっていますから、それをしてもまだという時があれば、一度なされた決定であっても、やはり事情の変更とか周囲の状況でその決定を変更する、更なる決定が生まれるということもあるわけですから、しばらく先にいった時にもう一度決断をすると、二段階の決定もあって良いと思います。予定した一段階目の決定をまず急いで欲しいなと思います。何かたくさんのかたを盛り込んだのでまとまりが悪かったですけども、期待しています。以上です。

御室会長

はい。それでは、そろそろ時間もまいりましたので、フラワー・フルーツパーク公社、いま議論の過程で、まず先ほど山本佳英委員、それから井出委員、山崎委員、皆さんからも、まず設立の目的をしっかりと一度確認をして下さい、そうした中で収益性とそれから公益性とどうバランス取るんですか、どういう風にどちらに重点を置くんですか、それともバランス取ってやるんですかと、このあたりをしっかりと確認をしていただきたい、まず、これが一点。それからもう一点は、やはり、公益法人移行の問題とか、それから借入の問題とか、あるいは新東名がいつ出来るのかとこういう問題とか色々な要素があるわけですが、第2次行革審、あるいは第1次行革審でも早急に、公社の存廃についてどうするの

かという結論を出してくださいということが少し遅れております。先ほど山崎副市長の方からも、来年度、平成23年の3月末までにはしっかりした結論を出して、有識者のご意見も聞いて、それから市民の皆さんのご意見も聞いて、それから議会の皆さんの意見も聞いて、しっかり結論を出していただく、こういうことをぜひ期待をしていきたいと思っております。はい、山本委員何かありますか。

山本和夫委員

あの、すみません。第2次に引き続いての問題で確認をしなくてはいけないと思います。借地の問題がございましたね。

色々勉強させていただく中で、都市公園法の網が掛かっているんで、貸し主の方が勝手には出来ないんだというお話を伺ってほっとしてる面もあるんですが、清田部長、実際、この契約条項が色々あるという話が当初ありましたけど、その整理はどのように進んでいますか。必ずしも買い取るということまでいかないにしても、その方向性だけはお聞きしたいと思っております。

清田企画部長

借地についての契約条項の見直しについては、こちらに限らずいま行なっているところです。契約条項自体で、施設ごとでバラつきがあったという報告もさせていただいたところですので、そこは整理をしたいと思っております。ただ、その整理をするタイミングとして、現在、契約がございますので、契約の更新時というのがやはり一つの目安となってまいります。施設によっては、非常に長い契約をしている部分がございますので、そういった部分については、例えば近日常に出来るというような環境にない施設もございます。そういったところについては、借入金の交渉などの際にもそういった話もさせていただくことによって随時見直しをさせていただくという風にしたいと考えております。

山本和夫委員

計画的に進行していると判断してよろしいですか。はい、ありがとうございました。

山崎委員

細かいことで言葉尻を取るようで、その契約の更新時でお話するというのは遅いわけなんですよ。もちろん、法的には契約してありますが、契約の更新時が来て、それでは買いますといっても遅いんですから、全体の借地解消のためにも、膨大な資料、件数になると思うが、重点項目を決めて、契約前からそういう市の方針という相手に怒られてしまいますが、考え方を良く理解していただくようにやっていった方がよろしいかと思っております。少し補足になります。

御室会長

はい、ありがとうございました。底地問題についても、ひとつよろしくお願ひしたいと思います。それでは、ここでスタートしてから1時間半経ちましたので、いま10時25分ですので、10時35分からまた再開をしたいと思います。一時少し休憩したいと思います。よろしくお願ひします。

(財) 浜松市文化振興財団

御室会長

はい、それでは時間になりました。審議会を再開したいと思います。

それでは続きまして、フラワー・フルーツパーク公社の後としまして、浜松市文化振興財団の改革プランについて議題としたいと思います。浜松市の文化振興財団は、平成 17 年の4月にアクシティ浜松運営財団と浜松市文化協会を統合いたしまして、ハードとソフトの両面から市民文化の向上、地域社会の活性化のために優れた芸術文化の提供、交流、創造発信を行なう団体です。しかしながら、文化振興財団の年間収入が約 30 億円、このうちの約8割 24 億円が市の施設の指定管理によるものでありまして、24 億円のうち 19 億円はアクシティや科学館など、非公募で競争環境にないものが占めているということです。また、財団の基本財産が 20 億円と多額でありまして、その一部が外国債で運用されているという形になっております。

第2次行革審では、事業が施設管理に偏重しており、文化振興への寄与を明確にしない限り財団の生き残りは無いという風な指摘を行なっております。今回、我々、第3次行革審で、この振興財団の改革プランについて議論をいたしました。文化振興財団は、市民への優れた芸術文化の提供をどのように担っていくべきなのか、皆さんと一緒に考えてみたいと思います。それではまず市の方から説明をお願いしたいと思います。

池谷生活文化部長

生活文化部の池谷です。本日はよろしくお願ひします。ただいまから説明させていただきますが、本日は文化振興財団の齋藤常務理事も同席させていただいておりますので、またご質疑等にはご発言もさせていただきますのでよろしくお願ひします。それでは、(11 ページの)パワーポイントで説明させていただきますが、主には財団の概要と課題、そして課題に対しますこれまでの取り組み、そして今後の考え方を順次説明させていただきます。それでは、いま出ておりますパワーポイントですが、文化振興財団の概要を説明させていただきます。一番上に、平成5年7月と書いておりますが、その経緯につきましては、ただいま会長から説明いただいた通りです。設立の目的につきましては、ここに記載の通り優れた芸術、その他の文化の提供、交流、創造、発信を行なうこと、そして市民・地域の芸術文化活動の支援、これを通しまして市民文化の向上と地域社会の活性化を図るということです。基本財産は 21 億 3,800 万円、そのうち、市からの出捐額としては 20 億円、率としては 93.5% となっております。役員、評議員等の数ですが、29 人でございまして、常勤、非常勤、評議員はそれぞれ表の通りです。また職員数につきましては、そこに記載の 111 人でして、うち市からの派遣は3人となっております。主な事業の三つですが、施設を活用いたしましたソフト事業の展開と管理運営ということで、アクシティ浜松、浜松科学館などの公の施設の管理運営と附帯事業です。これにつきましては、25 億円強の支出です。二点目は、次代を担う人材の育成をするための事業を実施するというので、ジュニアオーケストラ等の文化振興を担う人材の育成を委託事業で行なっております。また、文化協会からの引き継ぎの業務ですが、民間事業者そして浜松市の土地開発に伴います埋蔵文化財の発掘調査を行なっております。これにつきましても1億 1,000 万円ほどの支出とさせていただいております。次をお願いします。

財団の前年度、平成 20 年度決算の状況ですが、市からの支出といたしましては、決算額で 19 億 300 万円となっております。内訳としては、負担金が 3,100 万円、委託料が2億 1,500 万円、うち随意契約が2億 1,400 万円です。また、指定管理料につきましては、16 億 5,700 万円、そのうち非公募につきましては 14 億 9,700 万円ということで、これにつきましても率としては 90% となっております。決算の状況は表の通りでして、上から三つ目の平成 20 年度の欄で正味財産の部では合計で 30 億 7,300 万円、当期一般正味財産増減額では、平成 20 年度の一番下ですが、2,400 万円

となっております。次をお願いします。

当財団に対しまして、行革審からのご指摘、ご提言ですが二点いただいております。一点目は、そこに記載の通り、先程来からお話の出ています旧のアクティシティ浜松運営財団と文化協会の統合によってスタートしましたが、統合による効果が不明確であることから、具体的な効果を明確にした上で効率的、スリム化した運営を行なうことというご指摘、ご提言をいただいております。これに対しまして右側の対応ですが、統合時の財団役員の削減、そして非常勤役員の無報酬化、二つの財団が行なっていた同種の文化事業の整理・統合、そして市の派遣職員の計画的削減などを行なっていました。また統合によります規模のメリットを生かしました管理部門の強化、効率化を進めまして全市的に文化情報の効率的、広域的な収集と発信を行なっていました。これにつきまして、例えば役員の削減ですが当初 86 人だったものが今現在 29 人、職員につきましては 123 人から 113 人、派遣につきましては 13 人から現在 4 人となっております。二点目の優れた芸術文化の提供、交流、創造、発信により推進することにつきましては、文化振興ビジョンを改定しまして、財団の役割を明確にしてまいりました。次をお願いします。

次に財団の課題として大きく二つ掲げさせていただいております。一点目は文化振興と施設管理、そして基本財産の運用です。一つには、財団の設立目的です市民文化の向上、そして本市の文化振興を図る役割をより一層推進するために文化事業を展開する必要があると私ども認識しております。また、財団の総収入のうち、施設の指定管理によるものが 79% を占めているということから、先ほどもお話が出ましたが、文化振興と施設(管理)を、明確に機能を分け、文化振興に特化すべきではないかというご意見もいただいているところです。また、三番目ですが、低金利時代に基本財産の管理運用の手法が課題であると認識しております。次をお願いします。

文化振興と施設の管理を行なっております財団事業の財源等の内訳です。この表は縦にそれぞれの事業とその下に財源が表記されているというものでして、指定管理事業につきましては、収入といたしまして 25 億 2,000 万円、その財源の内訳としては、市からの指定管理料が 16 億 5,700 万円、利用料金 8 億 1,800 万円、その他 4,500 万円ということで、その他につきましては欄外に記載の通り、入場料、イベント関連収入、友の会の会費収入等々です。受託事業、負担金事業、自主事業はそれぞれ記載の通りですが、受託事業にはその下の表にも書いてありますように青少年音楽団体育成事業とかアクティシティ浜松音楽院の事業など、市の政策的な文化事業を受託しているものです。また、右から二つ目の負担金事業につきましては、昨年 11 月にも開催しましたが、浜松国際ピアノコンクール、そして一昨日、昨日、今日と開催しています浜松吹奏楽大会などの財団、市、民間とそれぞれノウハウを活かした共催事業を行なっているものです。右側の自主事業につきましては、下の表ですが、歌舞伎とかオペラ、ミュージカル等の採算性を考慮する中での財団が自主的に行なっております文化芸術事業です。次をお願いします。

財団の基本財産の運用状況です。先ほどご指摘ございました外国債のことも含めまして説明させていただきます。そこに、上から四つ目に投資有価証券の総額が 16 億 2,500 万円となっております。その内訳といたしましては、国債が 4 件で 1 億 9,700 万円、地方債が広島県債など 3 件で 4 億 2,800 万円、外国債につきましてはノルウェーの地方金融公社等 5 件で 10 億円となっております。下から二つ目ですが、定期預金の計で 3 件 5 億 1,300 万円、合せまして基本財産計が 21 億 3,800 万円となるものです。過去 5 年間の基本財産の運用収入ですが、平成 20 年度一番右側ですが、3,200 万円となっております。次をお願いします。

これまでに行なっていました検討や取り組みです。まず文化振興と施設管理ですが三点ござい

ます。まず先ほど申し上げましたように文化振興ビジョンを改定いたしまして財団の役割を明確にしてまいりました。非公募施設の指定管理についてのご指摘につきましては、平成 21 年度、今年度の更新時に財団の指定管理施設のうち4施設につきましては公募といたしております。現在、非公募で指定管理を受けてるものにつきましては、アクトシティ浜松、楽器博物館、科学館の3施設です。また、財団の委託業務については、市との随意契約が多いとの指摘につきましては、委託業務の専門性等につきまして競争入札の導入の可否について検討してまいりました。次をお願いします。

基本財産の運用ですが、これにつきましては、平成 17 年4月に施行いたしました財団の資産運用規定と基準に基づいて運用を行なっておりますが、その下ですが平成 21 年1月1日にはこの基準を改定いたしまして、新たな資産運用を行なう際には事前にその内容について浜松市と協議するという規定を設けて市との関与を明確にしたところですが、次をお願いします。

最後となりますが、今後の考え方です。まず文化振興と施設管理ですが、文化振興につきましては、適正な内部留保を確保いたしまして継続的に実施してまいりたいと考えております。また指定管理施設の稼働率の向上によりまして、利用料金の確保を図ってまいりたいと考えております。また、平成 22 年度に公益財団法人の認定を取得いたしまして、更なる市の文化振興を担う公益法人として、より一層文化活動を推進してまいりたいと考えております。次をお願いします。

指定管理者制度ですが、この指定管理者制度につきましては、各施設を活用いたしまして、それぞれ施設が提携して公益的な文化事業を提供してまいりたいと考えております。また、指定管理としてやっています科学館、これにつきましては平成 23 年度の更新時から、非公募から公募に方針を転換してまいりたいと考えております。また、アクトシティ浜松と楽器博物館の2施設につきましては、先ほど申し上げました公益財団法人化の動向を見極める中で公募に向けた準備を行なってまいりたいと考えております。また、事業の内容によりましては、この随意契約の企画提案などの総合的な評価、これによる競争入札について導入を決定してまいりたいと考えています。次をお願いします。

基本財産の運用につきましては、財団の運用規定、基準に基づきまして、安全かつ効率的な運用を図るために市が更なる指導・助言をしてまいりたいと考えております。また、外国債につきましては、償還時に国債、地方債に切り替えるように進めてまいりたいと考えております。少々早口で申しわけありませんが説明は以上です。

御室会長

はい、ありがとうございました。今、池谷さんの方から説明がありましたように、文化振興財団の課題は大きく二つあるとご理解いただけたのではないかと思います。

一点目は、文化振興というソフト事業を目的とした財団であるにも関わらず、収入の8割をも指定管理で賄っている。また、その大部分が競争環境にないということですね。それと、二点目は運用収益を得るための基本財産 20 億円、これが適切なものかどうか、この二点について財団の運営を含めて議論をしてまいりたいと思っております。それでは文化振興財団の行なう事業について各委員の方から意見、質疑をしていきたいと思っております。よろしく申し上げます。それでは、岩田委員いかがですか。はいどうぞ。

岩田委員

行革審の対応の中で一つ目、要は役員さんの減少、それから職員さん、パートさんを減らし、管理部門の強化、効率化を進めたということで、実際問題金額ベースでどれくらいの経費削減が行なわ

れたのか教えていただきたいんですけども。

御室会長

はい、池谷部長お願いします。齋藤さんの方が良いのかな。これは、はい。

齋藤文化振興財団常務理事

大変恐れ入ります。先ほど部長の方から説明がありましたように、役員、それから派遣等の市の派遣の引き揚げ等で効果は出ているんですが、そこまで積算はまだしておりません。

役員報酬につきまして、財団では、市に準じた報酬を払っていたのを早目に廃止し、費用弁償だけにしておりましたので、役員が減ったことについての効果は金額的には出ておりません。人数が減ったということです。

岩田委員

そうしましたら、この数字は出すことは可能なのでしょうか。

齋藤文化振興財団常務理事

出すことは可能です。

岩田委員

そうしましたら、出来ましたらば、次回のこの審議の時に、どれぐらい削減できたのか教えていただければ。

齋藤文化振興財団常務理事

はい、事務局の方に提出させていただきます。

岩田委員

はい、お願いします。それから二つ目の優れた芸術文化の提供ということで、これが、今の説明の中でもありましたが施設の指定管理によるものが79%あります。行革審のパワーポイント、事業活動に関わる収支計算書出ますでしょうか。指定管理業務の中の事業活動支出、24億6,100万円の中で、いわゆる指定管理の大きなものとして施設管理の費用がどれくらいあるのか教えていただきたいんですけども。

池谷生活文化部長

はい、それにつきまして施設の管理経費ということでしょうか。

岩田委員

はい、維持管理です。というのは、この人員ですと、全ての施設の維持管理、物理的な部分の管理は不可能だと思われるんですけども、そうすると外部に委託されていると思うのですがその金額が分かれば教えていただきたい。

池谷生活文化部長

外部の管理委託は10億5,000万円ぐらいです。

岩田委員

はい、ありがとうございます。そうすると、約半分は切るんですが、事業活動支出のうち10億5,000万円程度出てるんです。これは基本的には競争入札で決めていらっしゃるんですか。

池谷生活文化部長

財団の方から答えさせていただきます。

齋藤文化振興財団常務理事

はい、委託する業務は色々ございますが、基本的には競争入札を原則にやっております。

岩田委員

はい、こちらの方で管理されているもので一番大きいのは、やはりアクトシティだと思うのですが、この委託料というのはいくらほどになりますか。

齋藤文化振興財団常務理事

それでは私からお答えさせていただきます。平成20年度ですが、委託費は8億66万円ほどです。約8億です。

岩田委員

約8億。

齋藤文化振興財団常務理事

はい。

岩田委員

これは競争入札でされていらっしゃいますか。

齋藤文化振興財団常務理事

競争入札のものもあれば、アクトタワーは民間のもので、民間が管理しておりますが、そこ共同で管理しているところもありまして、その共同管理のためのマネジメント会社を第3セクターで設立しておりまして、そこに随契(随意契約)で発注しているものもございます。

岩田委員

その第3セクターへの委託は随意契約ですか。

齋藤文化振興財団常務理事

こちらからマネジメント会社には随意契約をお願いして、そのマネジメント会社が見積もり合わせ、

あるいは入札をやったりして発注をしてるという形になります。

岩田委員

民間の会社さんとの絡みがあるというお話なんですが、民間さんと一緒に第3セクターをおつくりになったという理由は何ですか。

齋藤文化振興財団常務理事

はい、これはアクトシティを開発した時からの経緯ですが、その当時、効率的な管理をするということで、なるべく共同で出来るものは共同でという形をとっております。例えば冷暖房でいえば、一箇所の冷暖房のプラントから民間の施設にも供給し、市の施設にも供給する。それから駐車場が地下にございますけれども、民間のゾーンと市のゾーンとがあり、一体的に駐車場どこにでも置けるようになってございますのでそれも一緒に管理する。それからピープルムーバという市と民間の施設とも行き来するような動く歩道もあつたりするということもあります。それから、一番の点は一括受電といいまして、電源等も一箇所で受電して市の施設と民間施設とに分ける。それから、機械室もなるべく統一したものにして、そこから管理は一箇所でやるということがありましたので、当初に協定を結んで受電は受電の割合、あるいは警備であれば要員がどれだけの範囲で何対何の人がいるからというような細かい決めをつけて、当初そのようにやった経緯がありました。そういった意味で一緒にやっているという意味です。

岩田委員

今のお話ですと、要は費用配分を民間企業とこちらの財団の方で分けていらっしゃると思えてよろしいですか。

齋藤文化振興財団常務理事

その通りです。はい。

岩田委員

それであるならば、そこに第3セクターが入るというのは、一般企業の観点からすると、それを共同でそれぞれ競争入札を行なってやればそれだけなのかなと。わざわざ第3セクターをつくって、そこでまとめるという理由が理解出来ないんですけど。

齋藤文化振興財団常務理事

機械室に常駐する人数だとか、防災センターの職員というものも含めて、一つの3セクにやらせておりますので、それが無ければ、財団の職員と民間の社員が集まって来てそれぞれその都度協議して入札をやっていくということがあれば煩雑になりますので、その一つの会社に任せるのが合理的とその時判断したと聞いております。全国的にもそういった民間との複合施設の場合には、そういう手法をとっているところが多くございまして、その方が効率的だと考えたと聞いております。

岩田委員

はい、色々あるんだとは思いますが。私だったら、民間企業に全て任せて、そこからやれば段階が一

つ落ちるので経費削減が出来るのかなと思いますけども。それともう一つ、この決算書を見ている限り、市の方からももちろん課題としてありますけども、79%の指定管理、それで見ますとかなりの部分をやはり今の施設管理、実質的な物理的な部分の管理をされているんですが、これを切り離して、ももとのこの文化振興財団さんの設立目的である文化振興、このいわゆるソフト面だけにこの文化(振興)財団さんが事業を行なうということは不可能なんでしょうか。

池谷生活文化部長

はい、制度的には可能です。

岩田委員

制度的に可能であるならば、そのところを分けるという考え方もこれから先あるのでしょうか。

池谷生活文化部長

はい、私ども、今現在このアクティシティ浜松に限って説明させていただきますと、役所の言葉で申しわけございませんが、公の施設という位置付けです。この公の施設につきましては、法の改正によりまして、直営か、あるいは、いわゆる指定管理者制度を導入するということになってまして、私が制度的と申し上げたのは、アクティシティ浜松が今現在直営ではなく、指定管理者である文化振興財団にお願いしておるところですが、直営という形になれば、市が文化振興を含めて職員がやるということと、今ご指摘のございました施設管理等につきましては、いわゆる業務委託、その業者さんにやっていただくという事は可能ということとして、私どもでは、現時点では、アクティシティ浜松につきましては指定管理者制度を導入して今後も続けたいと考えておりますので、今申し上げたことがお答えということなんです。

岩田委員

それは、指定管理者制度でやりたいとおっしゃる理由は何ですか。

池谷生活文化部長

はい、浜松市では、文化振興ということが市の施策の重要な柱となつてございます。これにつきましては、私も先ほど少し触れましたように行政が直接行なうことが可能ですが、直接行なうことよりも文化振興財団という財団は専門性が高く、また、そのようなことから効果的に文化振興が出来るということを考えておりますとともに効果的に、いわゆるコストの面でも低く抑えることが出来るのではないかと、いうメリットがあると判断しておりまして、市が直営で実施することよりも、財団等含めまして指定管理者となつていただく制度を導入してまいりたいと考えております。

岩田委員

施設管理を市の直営にして、例えば(文化振興財団にソフト事業の)ノウハウは蓄積されてかなりあるわけですね。それはそれで(ソフト事業については文化振興財団に)委託なりでやって、施設管理は施設管理でいわゆる委託で一般業者さんに回すということが出来るのか、出来ないのかという話なんですけどもね。ですから、そこが出来るのか、出来ないのか、いわゆる法律的に制度的に出来るのか、出来ないのかをお聞きしたいんですけど。

池谷生活文化部長

はい、先ほど申し上げましたように制度的には出来ると思います。

岩田委員

そうしますと、それと指定管理者制度の方が効率的で経費も削減出来るというお話だったんですが、その試算をされて実際問題どういう結果に今現在なってらっしゃるんですか。

池谷生活文化部長

はい、大変申しわけございません。今、いわゆる経費的、額的なものにつきましては計算出来ておりませんが、例えば、ただ今委託というお話がございました文化振興に関しまして、職員が直営で常時、文化振興を担うよりも、これはご指摘のありました財団としての今までの蓄積とか、また、職員が継続的にその職にあればよろしいのですが、私たち職員は、異動等もありますので、そういったことも含めまして出来かねるところもありますので、文化振興財団の方にやっていただくということがベストではないかと思っております。

岩田委員

私の質問の仕方が悪かったのかも知れないです。私が言いたいのは、今は丸投げ状態になっているので、施設の物理的な管理は委託で、ノウハウの部分、いわゆる実際の事業をどういふことをやるのか、そういうようなソフト面については、今まで通り文化振興財団、その物理的な部分と(分けて)、本来の目的であるソフト部分のところを分けて、この財団はやることは可能ですかという質問なんですけれども。

池谷生活文化部長

はい、先ほど申し上げましたが、指定管理者制度の話に戻ってしまって恐縮ですが、公の施設になりますと、市が直接管理運営を行なうか、指定管理者制度の導入という選択になります。例えば、市が直接管理運営する場合は施設の管理やソフト事業の委託業務を別個に入札等でやっていくわけですが、そういった業務を財団に直接、ストレートの随契(随意契約)でというような形につきましては不可能ということになっております。

岩田委員

そういうことは、指定管理者制度は、あくまでもソフト面とハード面とセットでなければ指定出来ないという理解でよろしいですか。

池谷生活文化部長

はい、施設そのもの、例えば管理と運営、それを含めて包括的に受託といいますか、委任といいますかそういったことをやっていただく制度です。

岩田委員

はい、分かりました。ということは先ほど制度的に出来るというお話でしたけども、基本的には切り分

けは出来ない。

池谷生活文化部長

それは難しいです。はい。

岩田委員

難しいというのは何か考えれば出来るということですか。

池谷生活文化部長

今の私の考えでは出来ないと思っておりますけれど、今後検討していくということになれば、ご指摘の“切り分け”は難しいと思っております。

岩田委員

ありがとうございます。

もう一つ、基本財産、特に投資有価証券が16億2,500万円ありますが、これを現在の時価評価にするといくらになりますか。

池谷生活文化部長

今計算します。少しお待ち下さい。

ご質問の額で説明しますと、14億6,134万4,000円です。

岩田委員

はい、そうすると(差が)1億6,000万円ぐらい。ただ満期目的でお持ちですよね。そうですね。

そうしましたらもう一つ、国債や地方債だと最長10年や20年ですが、満期まであと何年の外国債か分かりますか。

池谷生活文化部長

一番長いもので平成48年3月までです。

岩田委員

平成48年3月。先ほど、外国債が償還を迎えたら、随時、国債に変えられるとおっしゃいましたが、平成48年まで長いですね。スウェーデン債か、ノルウェー債か、平成48年まで国が破綻しないことを祈りながら市民としては思うわけですが。ありがとうございます。

御室会長

山本和夫委員どうぞ。

山本和夫委員

今の問題を市民の皆様にご理解いただくためには、もう少し、しつこくやらなくてはいけないのかなと思います。パワーポイントの6ページをもう一度開いていただくと、一番下のところに過去5年間の

基本財産運用収入ということで、20年度では3,200万円ということは入っておりますが、一番困るところは、先ほどの外国債の部分でして、30年もの契約期間があつて、この16億2,500万円というのは簿価上のものだと思いますが、現実にはこの3,200万円ではカバーできないぐらい大きな評価損が生まれているということだと思います。いま岩田さんがおっしゃったところで理解いただければ良いのですが、どんな風にお考えですか。資料の11ページには償還時には云々と書いてありますが、今の時点で実際には、できたらすぐにでも国債、地方債へ切り替えたいお気持ちがあるところの文章だと思うのですね。この見通しはどうなんですか。方々の大学でも、こういった問題でお悩みだと新聞で拝見したこともあります。そうするとこの3,200万円なんていうのは問題にならないぐらいの評価損を生む運用になっていますよね。これどこか修正方法はあるのでしょうか。円が安くなってくればカバー出来るのかもしれませんが現状どんなでしょうね。

齋藤文化振興財団常務理事

これは財団の方からお答えいたします。平成14年から18年度に掛けて4年間で買っているのですが、当時は、満期まで保有していれば元本が円で保障されて戻ってくるということを根拠に買っているはず。それが仕組み債の中で円高になるとその価値が減ってくるということは、私どもも問題だと思っております。具体的には、公益法人も会計基準がございまして、そのようなひとつひとつのもので50%以上の評価損が出たら損金で処理をしないといけない形になってまいりましたので、そこに来ると財産が減ってくるわけですので、私どもも大変問題であると考えております。ただ、今のところ一番減っているものでも38%減が一本ということで、中には持ち直す気配のあるものもあります。先ほど満期の平成48年度まで持っているということを言いましたけれども、外国債の特徴として、最初の1年間あるいは最初の4年間は非常に高利の利息が付き、それが貯まると向こうの都合だけで還されてしまうということがありますので、逆にそれを期待しているという面もございまして。そんな状況で、おっしゃることはご指摘の通りだと思っております。

山本和夫委員

そうすると、満期までの所有であれば円の金額で保証されているということ、あるいは向こうから還ってくる時にはその円での額面通りで還ってくると、そういう風に何か期待というのは非常にこわいような気がしますが、知恵を絞っていただければ。ただ現実にはそういうことだということで、お聞きの皆さんにご理解いただくために再度質問させていただきました。以上です。

御室会長

それでは川上委員いきましようか。

川上委員

先ほどの収支計算書を出していただけますでしょうか。これを見ますと、事業活動の収支としては3,600万円のプラスになっているのですけれども、よくよく見ていくと自主・負担金事業というのが6,800万円のマイナス、その穴埋めとして指定管理業務で浮いたお金を使っているということなので、先ほどの説明の中で、全ての施設について公募に向けた準備をしていくというお話がありました。仮に指定管理を文化振興財団が全て取れなかった場合には、人の面も含めて、この財団自体が立ち行かなくなる可能性があると思うのです。当然それは分かっていることだと思うのですが、そ

れについてどのようなお考えでいるのでしょうか。

池谷生活文化部長

はい、現在、財団が指定管理を受けているところにつきまして、全て指定管理の業務を取れないとなりますと、私どもの今の認識としては、現在の財団が成り立たないと思っております。ただ、基本財産の運用益で本来の事業を行なうということであれば、財団そのものの規模は、多分かなり小さくなりますけれど、やっていける可能性もあります。ただ、ご指摘の職員の数につきましても、当然のことながらそれは縮小せざるを得ないと認識しております。

川上委員

そういう危うい状況であるならば、もう指定管理は切り離して、本来の目的である文化振興ということに特化していく方に、やはりきちっと計画を立てていくべきではないでしょうか。

池谷生活文化部長

はい、冒頭に会長さんから説明いただいた、この文化振興財団の経緯がアクトシティ運営財団、文化協会(の合併)ということがございまして、文化振興を公益的にやっていただくような団体です。それをやっていただく中で、一つの手法としまして指定管理者制度を受けていただいているということがありまして、いわゆる施設を、文化振興の一つのツールというか手法というか、そういったところをもって浜松市の文化振興の一翼を担っていただくことをお願いしているところですので、ご指摘のことについて十分認識はしているつもりですけれど、なかなか難しいと考えております。

御室会長

山崎委員、お願いします。

山崎委員

少し重複するかも知れませんが、3点ほど確認させていただきます。

まず、事務局パワーポイントの貸借対照表などをお願いします。そこに基本財産が、21億3,800万円とあるわけですし、これが財産になっていまして、基本ベースは若干先ほどの指定管理者と絡むのですが、当時は財団運営というのはこの財団資金を活用して、収益を生み出して各事業に振り当てるというのが本来の主旨だと思うのですね。これがいま、日本全国そうですが低金利時代で、その財団の設立目的を、資金の運用だけで考えるとこれはもう不可能な状態に今はなっているわけです。いま市民の皆さんに申し上げたいのは、この20億円余の資金を入れて、結局、お金が余ってしまっているわけですね。使うところがない。使えない。資金運用で、利益を稼いで文化振興に充てていこうというシステムそのものが今日現在もう疲弊して、極端な話、もう機能していないという話になるわけです。ですから20億円のお金が余ってしまっていて、市の本体の方は足りないという、何か相矛盾したことが起こってしまっているわけです。ですから私どもは、この財団を縮小して市に戻してもらうのか、もちろん一般企業さんからも拠出いただいているものがあるわけですが、その辺はまずこの20億円近い有剰のお金はどんな風なご解釈しますでしょうか。

それとあわせて、これはもう一般企業でもやっているんですが、浜信さんも、静銀さんもいらっやいます、グループ会社を一括で資金を管理して運用する。例えばアクト財団が20億円余っていて、

市の方は借入金が 5,000 億円超になっているわけですから、それをトータル的に運用して効率化を図るというようなことが市全体で出来るか出来ないか。

一つは、その 20 億円の基本財産を減額することが出来るかどうか、もう一つは、市当局に市全体の資金をプールして運用出来るのか。その二つを質問したいのですが。

池谷生活文化部長

はい、まず一点目の基本財産の取り崩しということだと受け止めておりますが、それにつきましては制度的には出来る可能性はありますけれど、現実的には難しいと考えております。といいますのは、まず現在基本財産で文化振興財団が業務をやっていますが、その果実運用で事業を行なうということですので、その基本財産を取り崩すととなりますと存続そのものが危うくなりますので難しいと考えております。ただ、理事会並びに主務官庁であります県の認可というか許可があれば制度的には出来ると考えております。

山崎委員

分かりました。次の市全体の資金をプール化して運用出来るか、出来ないかという点をお願いします。

鈴木財務部長

私の方からお答えいたします。現在、市の一般会計と特別会計、それと企業会計については全体で資金運用しています。ただ、文化振興財団は別の団体ですので、そこまでは現在やっておりません。これについては組織が違いますので、各財団まで含めて資金運用というのは少し難しいのかなと考えているところです。

山崎委員

法律的に難しいのですか。

鈴木財務部長

厳密に法律的にというのは少し検証してみないと分からないと思いますが、私の今の考えの中では多分それに近いと思っています。

山崎委員

この 20 億円という資金が余っていて、そういう外国債とか非常にリスクが高いという大げさですが、そちらに回さざるを得ない。片方では資金が不足している。その辺を考え合わせて、ぜひそういう方向で検討していただければありがたいなと思います。極端な話をいうと、以前言っていましたけれど、母屋でお粥を食べて前ではスキ焼を食べているというような、そんな状態になってもいいけませんので、ぜひ市全体で、そういう風な運用的なものを考えてやってもらえればより良くなるのではないかと思います。

それと二番目ですが、この財団の事業の内容ですが、先ほど聞きますと文化振興に値するのは当然本来的な業務ですから必要かと思いますが、施設管理について、文化振興とセットになっているものをおやりになるようなニュアンスですが、文化振興財団が管理する指定管理施設の地図を出して

いただけますか。これを見ますと、天竜区の方、浜北区、それから浜松市のアクシティ以外のところにもこうして指定管理をおやりになっているわけです。指定管理者でおやりになっていても、例えば、浜松子ども館というのが文化振興に関係するといえましょうけれども、これは公募制になっておりますが、この際、指定管理をする、しない、それからするとしたらどこをするのだと。ただ本来的な業務は、あくまでも指定管理財団ではなく文化財団ですから、その辺を良く踏まえて指定管理の事業の棲み分けをぜひおやりになっていただきたいと思います。先ほどは、やっていくとのことですが、私の追加の意見として、棲み分けをして、やっていってもらいたい。特に、離れた天竜市(区)の施設を管理しているが、これはやはり天竜区の人達が地元で根付いた施設管理をしながら文化事業を展開するというのが一番必要ではないかなと思っています。この指定管理のエリアの問題、受ける事業、施設の内容をぜひ吟味してもらいたいというのが二点目になります。それからあわせてその事業仕分けの中で、先ほど出ました遺跡調査。文化協会と合併した名残で残っておりますので、ご議論が中であつたと思うのですが、ぜひこれは直接的には事業運営には余り影響はないのでしょうけれど、少し異質なものと考えておりますのでその辺もぜひお願いしたいと思います。

少し長くなって恐縮ですが、次にパワーポイントのイベントの欄を出していただけますか。この中で、これだけの業務収入があるということで、特に、このイベント等の自主・受託・負担事業が4億3,200万円という形で、結果的には差し引き6,800万円の赤字という形になりますが、この中で特に文化財団が自主的にイベントを打っておられるわけですが、この自主的なイベントの収支差というのは、受託・負担金事業除いて、おいくらになるか分かりますか。

齋藤文化振興財団常務理事

では、財団の私の方からお答えいたします。受託負担金事業を除いた自主事業におきましては、現在この表で見えないところなのですが、実際にイベントに掛かった費用が事業費だとします。それに対して、お客様から入場料をもらう場合と、無料でやる場合がございます。例えばプロムナードコンサートのように。それを引いたものが赤字、黒字になると考えた場合に、全てが赤字の事業です。その赤字を埋めるために、今、運用益はほとんどありませんがその益を使うとか、それから指定管理の施設で利用料金制度を取っていますので、そこから上がる利用料金、お客様からその施設を使った利用料金を充てたり、それから文化協会と合併した時に、事業に使うために持っていたお金で基金にしていなかったものを取り崩して使ったり、あるいはイベントの関連収入、先ほど入場料だけと申しましたが関連収入がありますので、CDを売ったり、関連グッズを売ったり、そういうもので補てんするというので、ほとんどが自主事業的には赤字になっています。

山崎委員

ここで申し上げたいのは、自主事業について、もちろん芸術文化の振興で当然必要なんですけれども、やはりこの文化事業というのは、市民の皆さんに根付いた、例えば交響楽団だとかオペラとか、そういうたくさんの方々がいらっしゃるわけなんです。ですから、もちろん、その文化財団さんがいま主体でやっていらっしゃるのを、そういう人達に、今回やられた市の補助金の削減ではないのですが、事業を一生懸命やる場所につけるというようなご方針が変わって来ているわけですが、市全体として文化振興のためにやるというのは税金を使ってもやっていただいて、民が若干出来るとかそういう団体さんが出来るというようなものは下ろしてやった方が底辺も広がるし、まさに文化振興の広がりがなされると思いますので、ぜひその辺の事業の仕分けという意味では、決してそこへ資金を

入れてはいけないということではなく、そういうこともお願いをしていけばより効果的なやり方を文化振興財団主催でやるのか、そういった人達も入ってやるのか。例えばここには文化芸術大学とか学芸高校とか、底辺を広げればヤマハさん、河合楽器さんの音楽教室からもうたくさんあるわけなんです。ですからそういう人達の参画を得て、ある程度任せた中での自主事業、そうおやりになると非常に底辺が広がって、収益的にも良くなるというようなことが言えると思います。どちらにしても指定管理から収入を得て、文化振興の補てんに充てているというのは、少し理解し難い運用方法ですので、こういう方法ですと何か私は破綻が来ると思います。それは、はっきり文化振興のためにはいくら税金を投入するよとか、施設管理は施設管理、また、文化振興のための施設管理が効率的だったらそれで良いわけですが、ぜひ先ほど言ったような離れた施設もあるものですから、整理整頓してより良いものにしていただければなとこんな感じがしております。長くなりましたが以上です。

御室会長

はい、ありがとうございます。それではそろそろ時間もまいりました。文化振興財団につきまして各委員の皆さんからの共通項としましては、ソフト事業でしっかりやって下さい、指定管理業務だけでは駄目なのでその仕組みをしっかり構築して下さい、こういうことがポイントになるのではないかと思います。それともう一つは、そのための体制づくりをしっかりして下さい、要するにソフト事業の実施を通じて市民の皆さんに存在意義を認めていただくことが必要なんだということになるわけですし、その辺りをしっかりやっていただいて、創造都市浜松の実現に貢献をしてもらいたいということで文化振興財団の論議は終わりたいと思います。

浜松市土地開発公社

御室会長

それではその次、今日の最後の審議項目です。浜松市土地開発公社、この改革プランについて議論をしたいと思います。浜松市土地開発公社は、市の事業計画に基づき公共用地を市に代わって先行取得する、右肩上がりの地価が上昇することを前提とした団体であります。しかしながら市の計画変更あるいはその遅れにより市が土地を引き取らずに塩漬けとなったり、地価の下落により多額の含み損を抱える、こういう問題が出ておりますが、これが解決されずに先送りをされている、こういうことになっております。このことから、市は土地開発公社による土地の先行取得の意義は薄れたということで、平成 26 年3月末を持って公社を廃止するということを予定しているところです。第2次行革審では、新たな土地の取得は市の引き取りが確実なものに限定するとともに、保有土地の処分計画の策定と早期の処分を求めています。第3次行革審では、このことについて議論をし、開発公社の改革プランについて論議をいたしました。それでは市の方から説明をお願いしたいと思います。鈴木部長お願いします。

鈴木財務部長

はい、私の方から説明をさせていただきます。土地開発公社につきましては、昭和48年4月に設立ということです。目的については、今、会長さんがおっしゃった通りです。それから役員と職員は全員が市の職員の兼務ということでして、パート職員が1人ということで、実質的には市の職員が兼務しているということです。それから主な事業ですが、平成 20 年度では、公有地の処分で、約 24 億 7,000 万円を処分いたしました。この内訳としましては、浜北の新都市の用地の処分が約 18 億円、それか

ら公園と道路の用地が約6億円程度で、トータルで約 25 億円程度です。それから公有地の取得については、全体として約2億8,000万円程度です。内訳としましては、公社の土地につきましては、金融機関からの借入で保持をしておりますのでその分の利子が約2億円程度です。それから、若干用地を取得したものがございます。それから土地維持管理につきましては、保有土地の除草等の経費です。次をお願いします。

土地開発公社の市からの支出ですが、平成 20 年度では約 47 億円で市から支出をしております。この内約 25 億円につきましては、先ほどの土地の公社から市が取得した土地、それから残りの約 22 億円は、それまでの累積利子について毎年度市から公社の方に貸し付けており、合わせて約 47 億円の市としての支出をしております。それから資産の部ですが、平成 20 年度末で、資産が 220 億円、負債が 217 億円で、これについて先ほど申しましたが、土地が 20 年度末では約 180 億円程度、それと未収金等がございます。その原資としましては、民間からの借入ということで、217 億円が借入金として残っているという状況です。次をお願いします。

行革審の答申ですが、これも先ほど会長さんから言われた通りです。新規の土地の取得については、すでに原則的には公社では取得をしないということです。どうしても取得をしなければならないものについては、2年以内の買い戻しを徹底しております。それから、保有土地の処分計画につきましては、25年度解散に向けて公社として市に買い取っていただく計画をつくったということです。次に、計画に従って、速やかに保有土地を処分ということですが、公社サイドでは市に計画通り買い取っていただければ良いのですが、市としてその買い取った土地をどのように処分していくかということについては、今後決定をしていきたいと思っております。その次の、市の事業に供さずに処分した土地の売却損の金額を公表するという点については、今後、市として処分し、売却損が出た時に公表していくということですが、今まではそういった土地についてはないということです。次をお願いします。

土地開発公社の廃止については記載の通りでして、その下が公社廃止の理由です。これについても先ほど会長さんにおっしゃっていただいた通りで、公共事業が減少してきたこと、それから当初の事業目的を喪失して事業化の見込みがなくなった土地が発生してきていること、それからバブル崩壊後の地価の下落等です。そして、他の政令指定都市でも土地開発公社を廃止しているところが多いということもございます。

次に、土地の処分計画ですが、今後5年間で、平成 22 年度では面積としては 14.52ha で金額的には 36 億 7,500 万円処分していくということです。主なものは、都田地区の工場用地として 36 億円で公社から市へ買い取ってもらうというものです。それから 23 年度では金額として、53 億 6,800 万円、主なものは表の右側の通りですが、1～4については少し図面も付けていますので後ほど説明をさせていただきます。番号が付いてないところですが、北寺島町の土地は、これは建設公社が持っていたものを土地開発公社に移した物です。それから静ヶ谷の最終処分場の跡地というのは、以前、最終処分場としてあったところを公社が持っておりますので、それを市に買い取ってもらおうということです。面積はトータルで 70.42ha、処分額として 176 億円ということで、全部で土地開発公社が持っている土地としては 27 件ありますので、それを順次処分していくと理解しています。次をお願いします。

それぞれ個別の土地ですが、半田山の運動広場用地は 2.22ha、簿価で 25 億 4,000 万円です。平成8年度から平成 20 年度に掛けて買った土地でして、取得金額は合計で 23 億 3,700 万円ですので、現在の簿価 25 億 4,000 万円と 23 億 3,700 万円の差が金利、累積利子ということになります。これについては半田の区画整理地区内の、当時は学校用地として買ったものですが、その後状況の変化がありましたので、これについては今後市として利用目的を考えながら、必要がなければ民間

売却等検討していきたいと考えているものです。次をお願いします。

これは大平台コミュニティセンター用地と言っていますが、これも佐鳴湖西岸の区画整理の中に公共施設を立てようということで、土地開発公社で取得した土地です。現在9億 1,200 万円の簿価ですが、平成8年度に8億 100 万円で取得した土地です。

次に、これは浜北の新都市整備事業用地ということで、これは合併に伴って旧浜北市の土地開発公社から引き継いだ土地です。これも区画整理用地にあり、当時の浜北市で公共用地として取得したものです。次をお願いします。

これが阿蔵山土地開発事業用地ということで、これは天竜区にあり、当時の天竜市の土地開発公社が昭和 59 年度に 21 億 800 万円で、これは土地代だけではなく工事の経費も含まれていますが、約 21 億円で取得をしたものでして、現在は簿価 35 億 8,500 万円ということで約 12 億円程度金利が嵩んでいます。面積は 34.5ha ということで、土地開発公社が持つ 70ha の全体面積の半分ぐらいの広さを占めているということです。次をお願いします。

借入金償還計画ですが、この表の中程の借入金残高ですが、平成 21 年度末で 201 億 6,800 万円の借入金残高があります。これを毎年度減らしていき、最終的には平成 25 年度で借入金残高をゼロにするということです。そのためには、各年度土地の処分をしていくということで、先ほどの表の通りでして、平成 22 年度で 36 億円の土地を売って、23 年度では 53 億円ということです。その下の未収金というのは、都田のテクノポリスの関係の用地で、未収金処理をして毎年度市が 10 億円ずつ払って借入金を償還しておりますので、それも含めて各年度市の負担額は、22 年では 47 億円、23 年度では 63 億円、各年度償還をしてまいります。そしてその財源の内訳としては、基金の繰入金と土地売却収入を考えておまして、一般財源、これが税金等で負担するところですが、22～24 の各年度、約 27 億円から 28 億円程度毎年予算措置をしていきたいと考えているところです。次をお願いします。

今後の対応ですが、先程来申している通り4年間で全ての土地を市の方へ移して、25年度に公社として廃止をしていく。そして2のところですが、市は公社から取得した公共用地について事業化、公園用地や道路用地については事業化をしますし、残った土地については民間売却を推進したいと考えているところです。それから3ですが、土地開発公社の担っていた役割のところですが、公社解散後の公共用地の先行取得については、公共用地取得事業特別会計および土地開発基金等で最小限の実施をしていきたいということです。それから4の公社の廃止については、平成 26 年3月末日を想定して関係省庁との事務手続きを進め、市議会の議決を得て廃止認可を受けるということで考えているところです。説明は以上です。

御室会長

どうもありがとうございました。それでは少し質疑に入っていきたいと思います。それでは委員の方からございますか。川上委員をお願いします。

川上委員

はい、公社土地処分計画というと、何かもう売却するなり、公共事業で使うというイメージがあるんですが、実は公社から市に移すだけだということなんですね。例えば、半田山運動広場用地を見ますと、現在の簿価で 25 億 4,000 万円、取得したのが 23 億円ですので、2億円ほど利子とか除草関係の費用も上乗せされて 25 億円ということであるのですが、これを単純に坪単価にすると 37 万円なんです

ね。大平台のコミュニティセンター用地にいたっては坪単価にすると62万円にもなっている。売るとしてもこの値段では売れないですね。どう考えても、半田山は高くても多分30万円するかどうかだと思います。要するに、時価にすると含み損が出ているということですが、一体どれくらいの含み損があるのでしょうか。

御室会長

鈴木部長どうぞ。

鈴木財務部長

土地開発公社全体ということでよろしいですか。平成20年度末で約61億円です。20年度末で183億円の公有用地が簿価であります。これを20年度末当時ですが、時価を計算したら122億円でしたので、183億円から122億円を引いた61億円の簿価時価の差があるということです。

川上委員

その61億円は結局市民の負担になるということだと思っておりますが、先ほどの借入金の償還計画の中で、平成23年度に20億円、平成24年度には30億円、土地売却収入として上がっているのですが、これについてはどこの土地を誰に売るのかというのは目途が立っているのでしょうか。

鈴木財務部長

平成23年度の20億円につきましては、先に申しましたように、平成20年度、浜北新都市の土地を約18億円で市が買い戻しておりますので、それが売れることを想定しているということ。それからもう一つ、毎年度売り出しをします。その分の収入を含めて20億円を予定しております。その次の30億円につきましては、先ほどの計画の22年度にあります都田地区の工場用地、これを民間企業に売却する用地の収入を充てるということで考えております。

川上委員

まだ決まっていないということですよ。見通しということで良いですね。

鈴木財務部長

都田地区の土地については決まっております。

川上委員

30億円については決まっているが、20億円はまだ未定であるということなんですが、一般会計から合計92億円ほど出しているのですけれども、要するに、その分本来から一般会計から借金を返せる部分が減ることになる。利子を払っていくのは一緒だと思うんですね。抜本的解決には何もなっていないような気がするのですけれど。売却するのか、それから公共用地としてどんな使い道をするのか今後検討をするということなんですが、今後といっても何年先になるのか、これからも色々話が出ていますけれども、具体的にいつまでに計画を策定するのか教えていただけますか。

鈴木財務部長

公社としては概ねこの方向でいくということなのですが、市としては、先ほど申しましたが 27 件の土地ですので、それぞれ別個に平成 22 年度中にはその方向性、民間売却するのか、それとも市として何か施設をつくっていくのか、それとも公園にするのかを決めていきたいと思っています。

川上委員

公社だから市だからと言っても、市民から見ると全て一緒なんです。一緒だということで、別に考えるんじゃなくて、市としてどうしたいのか、きちっと見通しを立てていっていただきたいと思います。

御室会長

はい。

山本和夫委員

非常に大きなお金がかかるということで、市側としては、計画的に資金計画を立てて買収という形だろうという気がしますが、お売りになるについては、公社であっても市側の考え方で必要があればやられると思うんですが、全てにこういった問題は計画だけでなかなか思うようにいかない。相手があることですから非常に難しいと思います。フルーツ、フラワーパークの問題でもそうでしたけれど、担当の課の方だけを責任者的に我々の立場で攻めるとするのは対応が充分とはいえない気がしています。それこそ副市長さん 2 人がお見えになりますけれど、こういった大きな問題について、すぐに市長が出てくる、副市長が出てくるということではやり難い問題もあろうかと思いますが、担当課が責任持ってやると同時に、やはり執行部の方でのスピードアップした意見表示というのは、全てのことに、行革でやっている問題についても実際的にはそここのところが政治的な配慮もあろうと思いますが、必要なことだと思いますので、山崎さんも、飯田さんも一つそういった点でも頑張っていたらという風に思います。願いの世界です。そんなことでございます。

御室会長

他にはよろしいですか。山本佳英委員。

山本佳英会長代行

今の山本さんと同じような意見ですが、この公社も昭和 48 年に出来て、当時は公共事業用の土地を取得するという目的でやってきたのでしょけれども、要はバブルの崩壊というのを 1990 年代に一回経験したのですね。90 年という時点での見直しなり何なりをされたり、あるいはその後、小泉内閣の時から公共事業を大きく減らしてきていますよね。その時期にも見直しのチャンスがあったのではないかと思いますよ。今さら過去のこと言っても、この時なぜ出来なかったかと言っても仕方がない話なのですが、要は、これから先はこの土地開発公社は無くなるとしても、今まで出てきたフラワーパークなどは今後も存在しているわけですから、ぜひ定期的な見直し、以前も話しましたが、その時その時でそれなりの処置をする必要が今後もあるだろうから、ぜひそういう仕組みを市役所の中にもついていたいただきたいと思います。産みっぱなしで後は知らないでは無しに、やはり生まれてしまうと組織というものは自分で大きくなろう、大きくなろうという傾向があるわけですし、それから何とか生存を続けたいという意味も働くわけですので、その辺は外側、市も(外郭団体から見れば)外側といえば外側ですから、生みの親でありますので、ぜひそういった部分を見て、縮小、ここは廃止、ある

いはここは拡大というようなことを、市役所の事業計画の中できちんとやっていただきたいと思います。これは意見です。

御室会長

山崎委員どうぞ。

山崎委員

これもなかなか難しい問題だと思います。先ほど私、組織論のことを言いましたが、土地開発公社の売却責任者というのは財務部長ですか。市の中の責任者という言葉は悪いんですが。

山崎副市長

土地開発公社の理事長は私です。

山崎委員

山崎さんが理事長で、土地開発公社の方は本庁の方が兼務しているとおっしゃっていましたね。

鈴木財務部長

はいそうです。私が常務理事です。

山崎委員

では財務関係で、処分をおやりになっていくということによろしいですか。

鈴木財務部長

はい、そうです。

山崎委員

そうですか。それから他に市の不要不急の土地はもう売却するというのがあって、その管轄はどちらでしょうか。

鈴木財務部長

これも来年度から財務部です。

山崎委員

財務部。では、それで一箇所で集中的におやりになるということですね。分かりました。

それと、これなかなか各部署に絡まっているものですから、市の中も所属で違うと思うんですけども、協力して進めないとなかなか進めない。今、山本さんがおっしゃったように、ただ行政サイドの考えも複雑多岐で、ただ売れば良いというものではないと思うんですよ。ですからその辺、売却の時期が延びる、結論が出にくい事項だと思いますので、ぜひ山崎さん、プロジェクトは先ほどはやり難いと言ったのですが、どうしたら早急に売却出来るか、それとこれはもう過ぎたことですからある程度、もちろん責任の所在等々もあると思うんですが、前向きに考えていただいて、どこも日本全体が

行政・企業共々こういう問題はただ抱えているのが実態だと思いますので、私の意見としたら早く処分をして、換金をしてやっていくというような形をぜひお願いしたいと思います。以上です。

御室会長

はい、それではそろそろ時間もまいりましたので、少し私に取りまとめをしたいと思います。

正に山崎委員の方からお話があった通りでして、市の方へ土地を処分というか、移動するということですね。そういうことによって浜松市は、土地も来るとはいうものの、約200億円近くの財政負担を強いられるということになるわけです。前回の審議会でも話を取り上げさせていただいたんですが、医療公社の独法化の問題、財政負担が86億円掛かるのではないかと、それから既存の借入金の償還負担、これも全部合わせると180億円近くになるのではないかと、こういうことになるわけですね。我々市民からすると本当に大丈夫かと思うというのが、常識ではないかと思っております。先ほど山崎委員が申し上げましたように、とにかく早くやらないといけないですね。土地を借金で買いますからね、借入で。そうすると金利が全部簿価に上乗せされていくわけですから、1年経てば1年の金利、2年経てば2年の金利、3年経てば3年の金利、5年目で売れば5年目までの金利が乗ってそれが簿価という形になりますのでね。これは決断を早くして、要するに腹の決めようだと思うんですね。ですから市に移ってもそこから何に使うのかということも早く明確に決めていただいて、早く処分する、あるいは民間へこれはもう移すんだというものがあれば、民間へ売却していくということで、ぜひ税金をなるべく使わないような形でやっていただければと思います。それともう一点、これは今回の議論に関係はありませんが、浜松市の持っている不動産、例えば、前の市長公舎、ああいうのが代表例なんです、ああいうものの中で活用されてないものというのを、きちんと清田さんの方でやっていただいているようですが、ぜひその点についても、なるべく早く、スピーディに、これは処分、何に活用と、明確にしっかりと資産経営をやっていただければと思っております。

4 閉 会

御室会長

それでは、今日はフラワー・フルーツパーク公社、それから浜松市文化振興財団、浜松市土地開発公社、この3つにつきまして議論をさせていただきました。皆さん長時間に渡りまして、熱心に聞いていただき本当にありがとうございます。これで第3回の公開審議を終了したいと思います。どうもありがとうございました。

以上により 12 : 02 閉会

議事録署名人